

配付資料一覧

資料	資料名	備考
1	次 第	
2	鶴岡市赤川かわまちづくり協議会 出席者名簿	
3	鶴岡市赤川かわまちづくり協議会設置要綱	
4	席次表	
5	資料－1 鶴岡市赤川かわまちづくり協議会説明資料	
6	資料－2 鶴岡市赤川かわまちづくり計画書（たたき台）	
7	資料－3 かわまちづくりワークショップ結果	
8	資料－4 かわまちづくり支援制度実施要綱	

第2回 鶴岡市赤川かわまちづくり協議会

■日 時：平成30年7月30日(月) 15:00～

■場 所：鶴岡市総合保健福祉センター 大会議室

次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 委員紹介

4. 説明・協議

(1) これまでの経過について

(2) 整備メニュー(案)について

(3) 今後のスケジュール、進め方について

5. その他

6. 閉 会

平成30年7月30日（月） 15：00～

鶴岡市総合保健福祉センター 大会議室

第2回 鶴岡市赤川かわまちづくり協議会 出席者名簿

《委員》

分野	役職	氏名	備考
1	有識者 山形大学農学部 准教授	渡邊 一哉	
2	環境 水野野生生物調査室 主宰	水野 重紀	欠席
3	事業者 鶴岡商工会議所 観光部会副部会長	石原 純一	
4	事業者 赤川漁業協同組合 代表理事組合長	黒井 晃	
5	事業者 赤川鮭漁業生産組合 組合長理事	山田 鉄哉	
6	利活用 第五学区コミュニティ振興会 副会長 朝陽町町内会 会長	佐々木 邦夫	
7	利活用 朝陽第五小学校 元PTA代表	佐藤 しおり	
8	利活用 育児サークルおもちゃ箱 リーダー	渡邊 真理	
9	利活用 赤川花火大会実行委員会 役員	佐藤 友介	
10	利活用 NPO法人鶴岡市体育協会 理事	佐藤 利浩	
11	公募委員 東北公益文科大学 非常勤講師 NPO法人公益のふるさと創り鶴岡 アドバイザー	阿蘇 裕矢	

《アドバイザー》

河川管理者	国土交通省酒田河川国道事務所 副所長	佐藤 俊明
-------	--------------------	-------

<国・市出席者>

酒田河川 国道事務所	河川管理課長、工務第一課長、工務第一課専門官	
鶴岡市	建設部長、羽黒庁舎産業建設課長、農山漁村振興課課長補佐、スポーツ課課長補佐	
	観光物産課課長補佐、櫛引庁舎産業建設課建設専門員	
	(事務局) 建設部参事, 都市計画課長, 都市計画課公園緑地係職員 4名	

鶴岡市赤川かわまちづくり協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市における鶴岡市赤川かわまちづくり計画を策定するため、計画に必要な内容と利活用及び維持管理の在り方等について検討及び協議する、鶴岡市赤川かわまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、鶴岡市赤川かわまちづくりに関する事項について検討及び協議し、計画案を取りまとめることとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員12名以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、次の各号に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 関係団体等の代表者又は役員
- (3) 公募
- (4) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 協議会には、会長1名を置く。

4 会長は、委員の互選により選出し、協議会を代表する。

5 会長が不在となるとき、あるいは事故のときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する

(任期)

第4条 委員の任期は2年、または、協議会の目的が達成されるまでの期間とする。

(協議会)

第5条 協議会は、会長が招集し、協議会の議長となる。

2 協議会は、委員のほかにアドバイザーを置くことができる。

3 会長は、必要に応じ、アドバイザーに対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員及びアドバイザー以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年8月16日から施行する。

2 この要綱は、協議会の目的達成をもって廃止する。

第2回 鶴岡市赤川かわまちづくり協議会 席次表(敬称略)

H30.7.30(月)鶴岡市総合保健福祉センター 大会議室

山形大学農学部
准教授
渡邊 一哉

会長

スクリーン

鶴岡商工会議所
観光部会 副部会長
石原 純一

赤川漁業協同組合
代表理事組合長
黒井 晃

赤川鮭漁業生産組合
組合長理事
山田 鉄哉

第五学区コミュニティ振興会副会長
朝陽町町内会 会長
佐々木 邦夫

朝陽第五小学校
元PTA代表
佐藤 しおり

育児サークルおもちゃ箱
リーダー
渡邊 真理

赤川花火大会実行委員会
役員
佐藤 友介

NPO法人鶴岡市体育協会
理事
佐藤 利浩

東北公益文化大学 非常勤講師
NPO法人公益のふるさと創り鶴岡 アドバイザー
阿蘇 裕矢

アドバイザー
国土交通省
酒田河川国道事務所
副所長 佐藤 俊明

国土交通省
酒田河川国道事務所
河川管理課長

国土交通省
酒田河川国道事務所
工務第一課長

国土交通省
酒田河川国道事務所
工務第一課専門官

--	--	--	--	--	--

公園緑地係専門員
公園説明員
建設部参事
建設部長
都市計画課長
公園緑地主査

--	--	--	--	--	--

公園緑地係技師
産業引建庁舎課
産業黒建庁舎課
観光物産課
スポーツ課
農山漁村振興課

傍聴席

出入口

出入口

出入口

出入口

第2回 鶴岡市赤川かわまちづくり協議会 説明資料

日時：平成30年7月30日 15:00～

場所：鶴岡市総合保健福祉センター 大会議室

1.これまでの経過について

1-1. 鶴岡市赤川かわまちづくり計画策定の目的

本市の赤川流域には、赤川河川緑地や赤川市民ゴルフ場、櫛引総合運動公園などが整備されているが、その利用実態は、特定のスポーツ団体での利用がほとんどである。そのため、スポーツやイベント時以外でも、鶴岡の中心河川である赤川に市民が気軽に足を運び、赤川の自然を活用した新たなふれあい・交流・健康づくりの空間となるよう、「赤川かわまちづくり計画」を策定するもの。

1-2. 計画区域とテーマ設定

■計画区域は比較的市街地から遠くなく、且つ、公園や桜づつみなど、現状において河川利用がなされている、鶴岡市大半田から黒川(約8.4km区間)までを設定。

■テーマは、赤川の現状と課題、本市の関連計画を踏まえ、『自然』『賑わい』『健康』の3つのテーマを設定。



1.これまでの経過について

1-3. 経過概要

平成29年6月7日	第1回鶴岡市赤川かわまちづくり検討委員会 (市内部会議:副市長、関係部課長) ・かわまちづくり計画策定体制、計画のテーマ等の検討 ・協議会設置に係る協議
平成29年8月16日	鶴岡市赤川かわまちづくり協議会設置 ・委員構成:有識者、関係団体代表、公募委員 (11名) ・アドバイザー:国土交通省酒田河川国道事務所
平成29年9月20日	第1回鶴岡市赤川かわまちづくり協議会 ・支援制度説明、計画のテーマ・進め方等の協議 ・意見交換
平成29年10月21日	第1回赤川かわまちづくりワークショップ(参加者:21名) ・現地視察 ・意見交換(現地視察で気づいた点、利活用のアイデアなど)
平成30年1月26日	第2回赤川かわまちづくりワークショップ(参加者:16名) ・整備メニュー(WS案)に関する意見交換 (整備項目、位置、形状、維持管理の課題など) ・かわまちづくりアンケート
平成30年7月6日	第2回鶴岡市赤川かわまちづくり検討委員会(市内部会議) ・経過報告 ・整備メニュー(案)に対する意見聴取 ・今後の進め方の協議



第1回協議会の様子



H29.10.21かわまち歩き
(現地視察)の様子



H30.1.26第2回WSの様子

1.これまでの経過について

1-4. ワークショップの概要報告

■第1回ワークショップ

- ・平成29年10月21日に行われた第1回赤川かわまちづくりワークショップでは、計画区域を実際に参加者が歩き、「景観・賑わい・健康づくり」の3つのテーマごとに、『良い点・改善点・利活用のアイデア』の意見交換を行った。
- ・かわまち歩き後のグループ討議では、赤川全体の樹木繁茂に関することや利活用方法など、幅広い意見交換が行われた。

➤テーマごとでは、「景観・自然」、「賑わい・憩い」に関する意見が多く見受けられた。その内訳を見てみると、「改善点」に関することが多くあった。

- | | |
|----------|--|
| 【景観・自然】 | ・川が見えない、近づけないことからの河畔林の間引きや伐採 |
| | ・名所の桜つつみへの行き方がわからない(情報発信) |
| 【賑わい・憩い】 | ・設備の更新、増設(トイレ、ベンチ、四阿等) ・魚とふれあえる場所がほしい |

➤利活用のアイデアでは、以下の内容があった。

- | | | |
|--------------------|-------------------|----------|
| ・堤防でのジョギングなどのコース設定 | ・サイン整備(距離標やコース看板) | ・花畑をつくる |
| ・芋煮会などのイベントの開催 | ・インスタ映えスポットの紹介 | ・オープンカフェ |

➤施設ごとの意見では、赤川全体に関わる意見が多く、河畔林の繁茂に関する事や、また、使われていない場所の利用に関する事などがあった。

- | |
|--|
| 《赤川河川緑地》 |
| ・既存設備の改修・増設(トイレ、ベンチ、四阿) ・桜ハウスの再活用 |
| 《櫛引総合運動公園》 |
| ・芝生広場の管理が行き届いている ・せせらぎ水路に魚がいても良いのでは |

1.これまでの経過について

■第2回ワークショップ

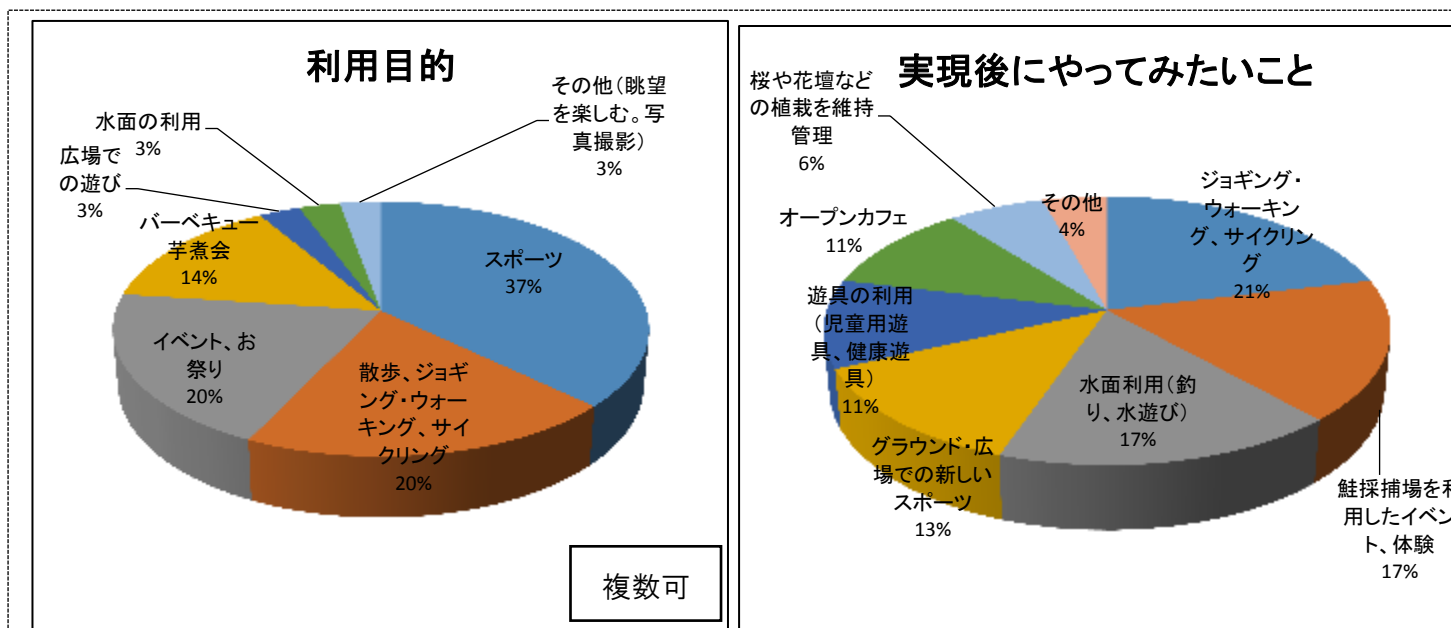
- ・平成30年1月26日に行われた第2回赤川かわまちづくりワークショップでは、前回ワークショップの意見をもとに赤川かわまちづくり整備メニュー（WS案）を掲示するとともに、市民意見を収集した。
- ・ワークショップの参加者及び計画区域近隣住民の皆様の、赤川の利用実態やかわまちづくりに期待すること等の意見を把握し、計画づくりの参考とするためアンケート調査を実施した。

➤WS案に対する意見として、賑わいづくりに関する利活用アイデアが多くあった。

- ・親子マラソン競技会の開催
- ・花見時期の屋台や飲食店のPR（桜ハウスでのオープンカフェ）
- ・『鶴岡冬まつり』との共催事業。～冬の花火～
- ・堤防へ階段を設置し観覧席として利用
- ・鮭等多くの魚の遡上が見られる。学習の場として活用できないか

➤かわまちづくりアンケート結果

- 現在の利用目的においては、水面の利用は3%と低い数値となっていたが、計画実現後にやってみたいことでは34%となっており、多くの方が水辺の利用に興味や魅力を感じていることが見受けられる結果となった。
- 自由意見としては、整備メニューに関する事が多くあり、景観の向上や多目的な利用ができるような整備を望む声が多くあった。また、親子での利用や高齢者など、さまざまな利用形態に対応して整備を望む声もあった。
- 維持管理及び情報発信に係る意見として、市民から愛着を持って積極的に維持管理に取り組んでもらうために、広く計画を周知し、また、計画段階で維持管理の仕組みづくりを市民と一緒に検討していくことが大事であるという声があった。
- 全般に、利活用のアイデアや維持管理に関する前向きな意見が多く見受けられ、かわまちづくり計画への期待が大きいものと感じられた。



2.整備メニュー(案)について

2-1. 計画区域の施設の現状

赤川河川緑地公園

【所在】
鶴岡市大宝寺地内外 約218,000㎡

【沿革】
S45年度より鶴岡市が赤川左岸三川橋上流に市民運動場整備に着手し、陸上競技場などを設置。S48年度には建設省の河川環境整備事業により、空間利用の一貫性をもたせた赤川環境整備計画を策定し、建設省で高水敷きを修正したものを、鶴岡市が公園施設として順次整備を行った。

【主な施設】
・陸上競技場 ・サッカー場(2面) ・ラグビー場
・野球場(2面) ・ソフトボール場 ・子供広場
・自由広場 ・ゲートボール場 ・グラウンドゴルフ場

【利用状況】
・赤川河川緑地の年間利用者数は、約51,000人(3年平均)でありスポーツやレクリエーション、憩いの場として活用されている。
・夏には「赤川花火大会」の会場として利用され、毎年多くの人たちが訪れる。(観光客数33万人:市観光物産課)また、秋にはワイン祭りのイベントやグループによる芋煮会の会場として利用されている。

平成29年度の利用状況 (単位:人)

野球	ソフトボール	サッカー	ゲートボール	イベント等	合計
22,208	12,662	11,476	640	3,645	50,631

赤川市民ゴルフ場

【所在】
鶴岡市我老林から勝福寺 約173,400㎡

【主な施設】
・赤川環境整備計画の一つとして、H元年整備された。整備にあたっては、第三セクター方式により行い、完了後は市にて公園施設として管理している。

【主な施設】
・ホール数:9ホール パー-35 l=2,355m

【利用状況】
・開設当初は、年間30,000人程の集客があったが、近年は12,000人程度となっている。ジュニアやシニアレッスンを開催しながら、ゴルフ人口の増進を図っている。

平成29年度の利用状況 (単位:人)

一般	高齢者等	高校生	合計
9,314	906	19	10,239

《水辺の課題》

赤川流域には、大規模な緑地があり、陸上競技場、サッカー場などの施設や桜づつみが整備され、地域住民にレクリエーションやスポーツで幅広く利用されている。また、中流域の赤川河川緑地で毎年開催されている赤川花火大会は、県内外から多くの観光客が訪れる本市の一大イベントとなっている。赤川河川緑地の下流には鮭の採捕場があり、そこで捕獲した鮭の卵からふ化した稚魚を地元小学校と協力して放流することで、水産資源の安定確保と児童の自然体験学習の場としても活用されている。

一方、その利用実態は、特定のスポーツ団体での利用がほとんどであり、休憩ポイントや水辺に安全に近づけないことにより子供や親子連れでの利用は少なく、また、集客に向けた赤川の情報発信の不足など水辺環境を十分に活かされていない面がある。

ワイン祭り
赤川花火大会

赤川市民ゴルフ場
赤川河川緑地
榊採捕場
榊づつみ(赤川、羽黒、馬渡、榊引)

鮭採捕場

赤川鮭漁業生産組合が、昭和40年代から鮭が遡上する期間のみ河川一時占用許可を受け、鮭のやな場を設置しているもの。河床低下や組合員の高齢化と減少に伴い設置が困難となり、直近3年間は設置していないものの、内水面漁業の文化の一つとして再生に向けた支援要望がある。また、以前は、鶴岡市内や三川町の小学校が、体験学習として見学に訪れていた。

鮭採捕場設置状況(H23年)

榊引総合運動公園

【所在】
鶴岡市黒川～勝福寺地内 約136,800㎡

【沿革】
住民の健康体力づくりへの関心と欲求が高まっている背景を踏まえ、昭和63年から平成3年にかけて、住民の心身にわたる健康づくり、創造的文化活動など多目的に行うことができる総合運動公園を整備したものである。

【主な施設】
・陸上競技場 ・多目的広場 ・野球場 ・グラウンドゴルフ場
・イベント広場 ・水上野外ステージ ・せせらぎ水路

【利用状況】
・榊引総合運動公園の年間利用者数は、約34,000人(3年平均)であり、陸上競技場やナイター照明付の野球場等、野球やサッカー、グラウンドゴルフやゲートボールが出来るスポーツ施設や、憩いの場が整備されている。またせせらぎ水路の流れる親水広場は、自然鑑賞や芋煮会など、多くの人が集まり、幅広い世代に広く利用されている。夏は黒川能「水焰の能」(新能)の舞台として使われている。

平成29年度の利用状況 (単位:人)

陸上競技場	多目的広場	野球場	なべっこ広場	イベント広場	市グラウンドゴルフ場	合計
3,404	3,893	3,927	3,860	2,607	16,895	34,586

～桜づつみ(赤川、羽黒、馬渡、榊引)～

計画区域内には4箇所の桜づつみがあり、特に馬渡桜づつみは、榊引やすらぎ公園の桜づつみと合わせて総延長約2.2km、約320本の桜回廊で、桜の名所として知られ、毎年桜まつりが開催されている。また、月山や鳥海山、赤川等に囲まれた優れた眺望により、映画のロケ地としても有名なことから、カメラや画材道具を持った多くの人が集まる。

馬渡桜づつみ
榊引やすらぎ公園桜づつみ
羽黒桜づつみ
赤川桜づつみ

せせらぎ水路
水上野外ステージを利用した黒川能(水焰の能)の舞台

2.整備メニュー(案)について

2-2. 基本方針・テーマ

関連計画、課題を踏まえ、基本方針を「自然との交流・賑わい・健康づくりの自然レクリエーション拠点」とし、以下の3つのテーマを設定した。

■テーマ

1. 河川環境・景観と調和した空間の創出 ……【自然環境の利用と自然体験学習】

2. 賑わい空間の創出 ……【水辺で憩い、イベントを楽しむ】

3. 市民の健康を支える空間の創出 ……【スポーツによる健康づくりと交流】

計画区域を3つのエリアに分け、計画策定におけるテーマをもとに、ワークショップで提案されたアイデアを踏まえたソフト・ハードの施策の方針を設定した。

○ソフト施策の方針

市民団体や企業等と連携し、総合的なソフト施策を展開する。

- ①既存イベントとの連携の強化と活用
- ②新規イベントの開発
- ③情報発信の強化
- ④かわとまちのネットワークの強化とアクセスの向上
- ⑤市民との協働による維持管理の仕組みづくり

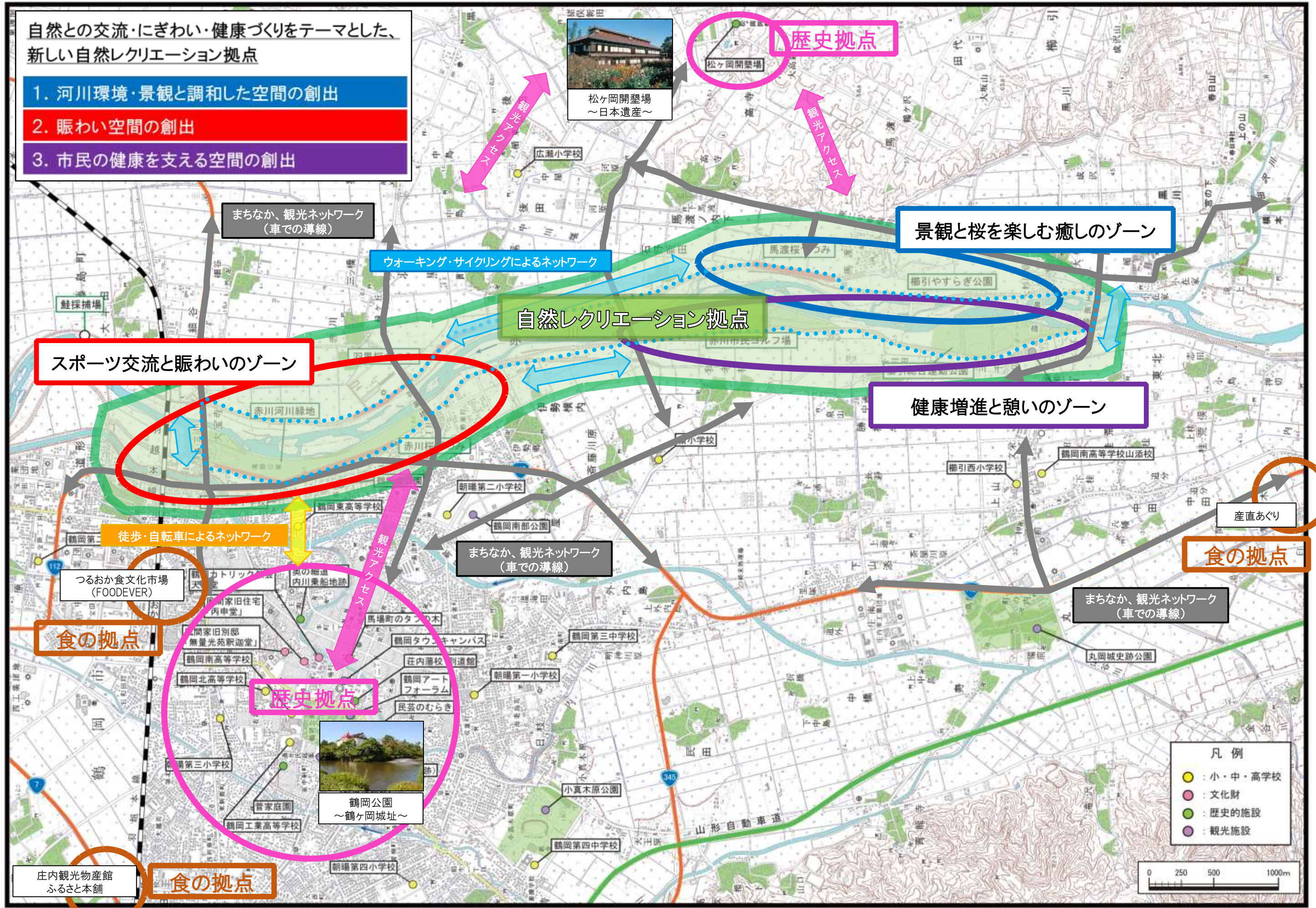
○ハード施策の方針

赤川における親水性と利便性、かわへのアクセス向上に資するハード整備を実施する。

- ①安全に水辺に近づける護岸整備
- ②周遊ルート(管理通路、坂路)の整備
- ③かわの見える(河畔)整備
- ④多目的な利用ができる広場や駐車場の整備
- ⑤自然、文化の保全・活用

エリア	整備概要	主な整備(●:ハード ○:ソフト施策)
①赤川全体エリア	・かわが見える整備 ・水辺に近づける整備	●フットパス(遊歩道) ●河畔整備(景観形成) ○遊歩道コースの案内、情報発信
	・河川空間に誘導 ・河川空間の魅力発信	●案内板の設置 ○マラソン大会等のイベントの開催
②赤川下流域エリア ・赤川河川緑地 ・赤川桜つつみ ・羽黒桜つつみ ・鮭採捕場	・水辺に近づける場所の整備	●親水護岸 ●散策路 ○水生生物調査 ○オープンカフェ
	・利用されていない施設のリニューアル	●芝生広場の拡張 ○新しいスポーツイベントの開催
	・利便性、安全性の向上	●トイレの更新と増設 ●堤防階段の拡幅、スロープの設置 ○避難路の案内
	・やな場再生の支援策の検討	○学習の場としての利用
	・維持管理の仕組みづくり	○地域と連携したボランティア活動の普及
	・施設整備は左岸に集約し、右岸側は自由使用を促進	●案内板の設置
③赤川上流域エリア ・馬渡桜つつみ ・櫛引やすらぎ公園 ・櫛引総合運動公園 ・赤川市民ゴルフ場	・古木を保全、再生し、景観の向上を図る	○樹勢調査 ○古木更新 ○保全計画の検討
	・水辺に近づける場所の整備	●散策路 ●親水護岸
	・利便性、安全性の向上を図る	●堤防道路の拡幅 ●広場の増設 ●四阿、ベンチの設置 ●堤防坂路の増設 ●遊具の増設
	・維持管理の仕組みづくり	○地域と連携したボランティア活動の普及

鶴岡市赤川かわまちづくり 全体ゾーニング(ネットワーク、利用イメージ)



エリア① 赤川全体整備メニュー(案)

【赤川全体の整備概要】

- ・河畔整備により、川の見える景観形成を図り、赤川を眺めながら散歩できる遊歩道等の整備を行う。
- ・赤川沿いを回遊できるコースの案内板や、各施設への誘導及び主要な観光拠点との繋がりを示すサイン等の整備により、かわとまちを結ぶネットワークの形成を図る



マラソン(利活用イメージ)



サイクリング(利活用イメージ)



渡河施設(木橋)(イメージ)



コース看板(イメージ)



施設誘導看板(イメージ)



施設誘導看板(イメージ)

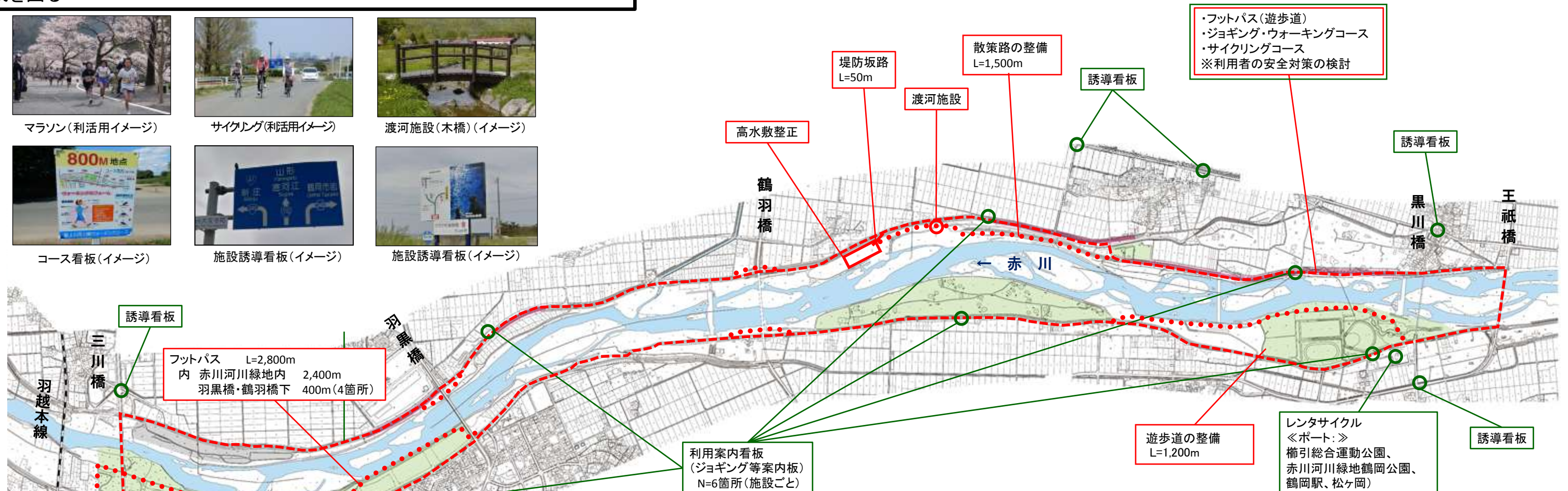
市整備(想定)

サイン(看板)整備	
施設誘導看板	N=7基
利用案内看板	N=6基
レンタサイクル	N=10台

国整備(想定)

河畔整備	A=161,500㎡
管理用通路(遊歩道、散策路)	L=5,500m
高水敷整正	A=9,600㎡
堤防坂路	N=1箇所
渡河施設	N=1箇所

 : 市での整備を想定
 : 国での整備を想定



河畔整備(かわの見える景観形成)
 ※動植物の生息・生育環境に配慮しながら実施(現況調査)
 ※基本的に計画エリア全区間とするが、詳細は河川管理者と調整しながら実施

エリア② 赤川下流域 整備メニュー(案)

【赤川下流域エリア(赤川河川緑地、鮭採捕場、赤川・羽黒桜づつみ)の整備概要】

- ・川遊びや、水辺で小イベントのできる親水護岸等の整備
- ・新しいスポーツやレクリエーション等を楽しむことのできる空間の整備
- ・子どもが遊べる遊具の整備
- ・施設利用者の安全対策と利便性の向上を図るため、駐車場・園路の整備と堤防坂路(スロープ)の増設、進入路の拡幅、照明灯等の整備
- ・休憩スペースとして、ベンチ・四阿の整備
- ・利用者に配慮した水道設備及びトイレの更新と増設
- ・マナー向上の意識啓発に向けた施設利用案内看板や、観光案内・避難誘導看板の整備



やな場を利用した魚のつかみ取り大会
(利活用イメージ)



水生生物調査(利活用イメージ)



芋煮会(利活用イメージ)



花壇の植栽(利活用イメージ)



冬期間の利用
(利活用イメージ)



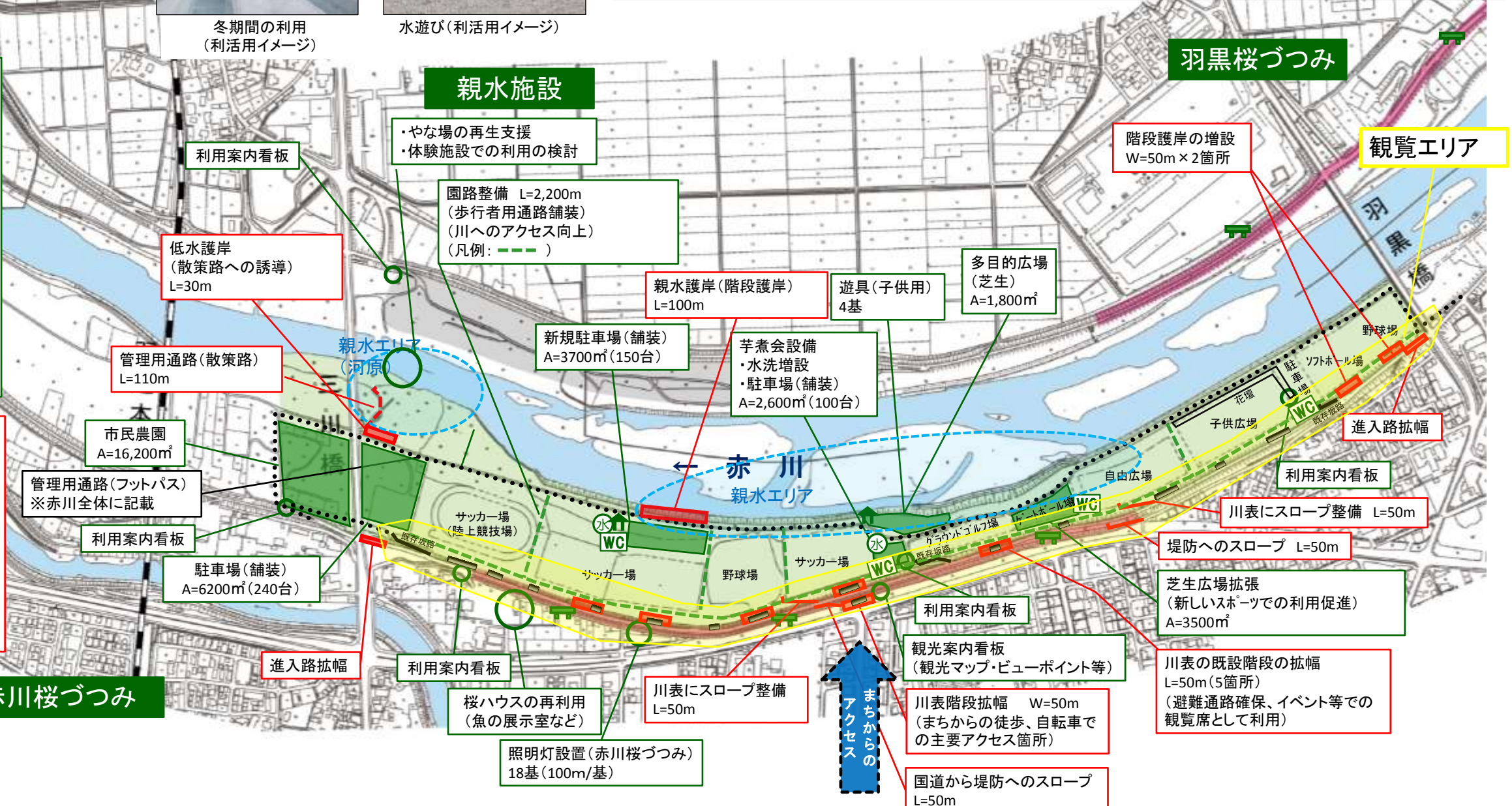
水遊び(利活用イメージ)



市整備(想定)	
サイン(看板)設置	N=6箇所
駐車場整備(舗装)	N=3箇所
園路整備(歩行者通路舗装)	L=2,200m
照明灯設置	N=18基
芝生広場	N=2箇所
花壇整備	L=150m
四阿	N=2基
ベンチ設置	N=5基
トイレ設置	N=4箇所
水栓設置	N=2箇所
遊具設置	N=4基

国整備(想定)	
親水護岸	L=100m
低水護岸	L=30m
階段護岸	N=8箇所 W=50m
	新設2箇所
	拡幅6箇所
管理用通路(散策路)	L=110m
堤防坂路(スロープ)	N=4箇所(50m/箇所)
進入路拡幅	N=2箇所

赤川河川緑地・赤川桜づつみ



親水施設

- ・やな場の再生支援
- ・体験施設での利用の検討

園路整備 L=2,200m
(歩行者用通路舗装)
(川へのアクセス向上)
(凡例: - - -)

低水護岸
(散策路への誘導)
L=30m

管理用通路(散策路)
L=110m

市民農園
A=16,200㎡

管理用通路(フットパス)
※赤川全体に記載

利用案内看板

駐車場(舗装)
A=6200㎡(240台)

進入路拡幅

利用案内看板

桜ハウスの再利用
(魚の展示室など)

照明灯設置(赤川桜づつみ)
18基(100m/基)

親水護岸(階段護岸)
L=100m

芋煮会設備
・水洗増設
・駐車場(舗装)
A=2,600㎡(100台)

遊具(子供用)
4基

多目的広場
(芝生)
A=1,800㎡

新規駐車場(舗装)
A=3700㎡(150台)

サッカー場
(陸上競技場)

サッカー場

野球場

ソフトボール場

自由広場

川表にスロープ整備 L=50m

堤防へのスロープ L=50m

芝生広場拡張
(新しいスポーツでの利用促進)
A=3500㎡

川表の既設階段の拡幅
L=50m(5箇所)
(避難通路確保、イベント等での
観覧席として利用)

川表階段拡幅 W=50m
(まちからの徒歩、自転車での
主要アクセス箇所)

国道から堤防へのスロープ
L=50m

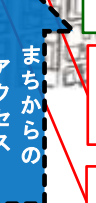
観覧エリア

階段護岸の増設
W=50m×2箇所

進入路拡幅

利用案内看板

利用案内看板
(観光マップ・ビューポイント等)



階段護岸(整備イメージ)



トイレ整備(新設イメージ)



親水護岸(護岸天端での小イベント利活用イメージ)



オープンカフェ(花見、芋煮会シーンや地域イベントと連携し、堤防天端、河川敷を利用)



施設案内板(イメージ)



ソーラー照明灯(イメージ)

- ↑ : 四阿(2箇所)
- ☀ : ベンチ(5箇所)
- WC : トイレ(4箇所)
- 水 : 水道(2箇所)

- ▨ : 既存階段
- ▬ : 既存坂路

- : 市での整備を想定
- ▭ : 国での整備を想定

エリア③ 赤川上流域 整備メニュー(案)

【赤川上流域エリアの整備概要】

- ・水辺に近づける親水護岸等の整備
- ・自然景観を望める広場・ベンチ等の整備
- ・子どもが遊べる遊具の整備
- ・利用者の安全対策を図る管理通路の拡幅
- ・利用者に配慮した水道設備及びトイレの更新と増設
- ・マナー向上の意識啓発に向けた施設利用案内看板や、観光案内・避難誘導看板の整備
- ・古木を保全、再生するための樹勢調査



花見(河川敷)(利活用イメージ)



花見(散策)(利活用イメージ)



花見(堤防天端)(利活用イメージ)



退避場整備(イメージ)



樹勢調査(イメージ)



市整備(想定)	
サイン(看板)設置	N=4箇所
駐車場整備(舗装)	N=2箇所
広場整備(芝生)	N=1箇所
ベンチ設置	N=7基
トイレ設置	N=1基
水栓設置	N=1基
四阿設置	N=1基
遊具設置(増設)	N=1基
渡河施設設置	N=2箇所
樹勢調査	N=40本
古木更新	N=10本
橋梁拡幅	N=1箇所

国整備(想定)	
親水護岸	L=30m
散策路	L=50m
管理用通路(待避場)	N=3箇所
進入路拡幅	N=1箇所



水遊び(利活用イメージ)



川の流れがよく見える景観(イメージ)



案内板(コース説明)(イメージ)



案内板(生物の説明)(イメージ)



渡河施設(整備イメージ)

 : 市での整備を想定
 : 国での整備を想定

2.整備メニュー(案)について

2-3. 維持管理の基本的な考え方

○施設の維持管理については、以下の役割分担で行う。

河川管理施設(堤防、管理用通路、護岸等) : 国土交通省

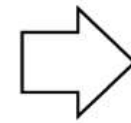
その他の施設(河川公園、休憩施設、案内板等): 鶴岡市

ただし、各施設における清掃などの日常的な管理は、市民団体との連携を図り、市及び市民で実施する。

※現在、櫛引やすらぎ公園や赤川河川緑地の堤防の日常管理は地元住民等により構成される任意団体の協力のもと実施されている実績を有している。本計画で整備する水辺空間の日常管理においても、地元住民が主体的に活動できる体制づくりを進める。

かわまちづくり支援制度の対象

- ①地域の創意としての知恵を活かした計画
- ②利活用方策が地域において明確となっているもの
- ③施設の維持管理に地域の協力が得られるもの



・かわまちづくりにおける施設の維持管理については地域の協力が必須の条件となっている。

維持管理における地域の協力体制の構築

- 川に関する啓蒙活動の普及
- 地域住民が主体となる維持管理団体の発足
- 地域が主体となった、環境整備の計画や利活用・維持管理計画づくりの推進
- 住民団体や学校等による河川環境改善に向けた清掃活動、生物調査(観察)や体験学習等の実施

≪事例≫ 河川における活動



朝陽第五小学校の児童による赤川クリーン作戦と花壇整備(H19の活動状況)



内川を美しくする会での河川清掃(年2回)

上記の他に、昨年10月に田川地区労働者協議会の会員により、赤川河川緑地のクリーン作戦が行われている。

また、鶴岡市立斎小学校では、毎年、赤川の生物調査を行っている。

3. 今後のスケジュール、進め方等について

※標記しているスケジュールは鶴岡市で想定しているものです

項目	平成29年度				平成30年度				平成31年度				平成32年度以降			
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
かわまちづくり 検討委員会(庁内会議)	★					7月6日 ★	★									
かわまちづくり協議会		★				7月30日 ★	★									
かわまちづくり ワークショップ			★	★												
パブリックコメント 地域説明会 (必要に応じ、利用団体 への説明)					計画案に対する意見聴取 —											
計画決定							★									
費用対効果の検証 事業評価																
かわまちづくり計画 支援制度へ申請・登録							申請 ★	登録 ★								
かわまちづくり事業																事業着手(H32から概ね5年) →

登録された計画を実現するため、整備位置や管理体制の検討・協議を行う(H31年度設置予定)

赤川かわまちづくり
推進協議会(仮称)

関係団体

地域住民

鶴岡市

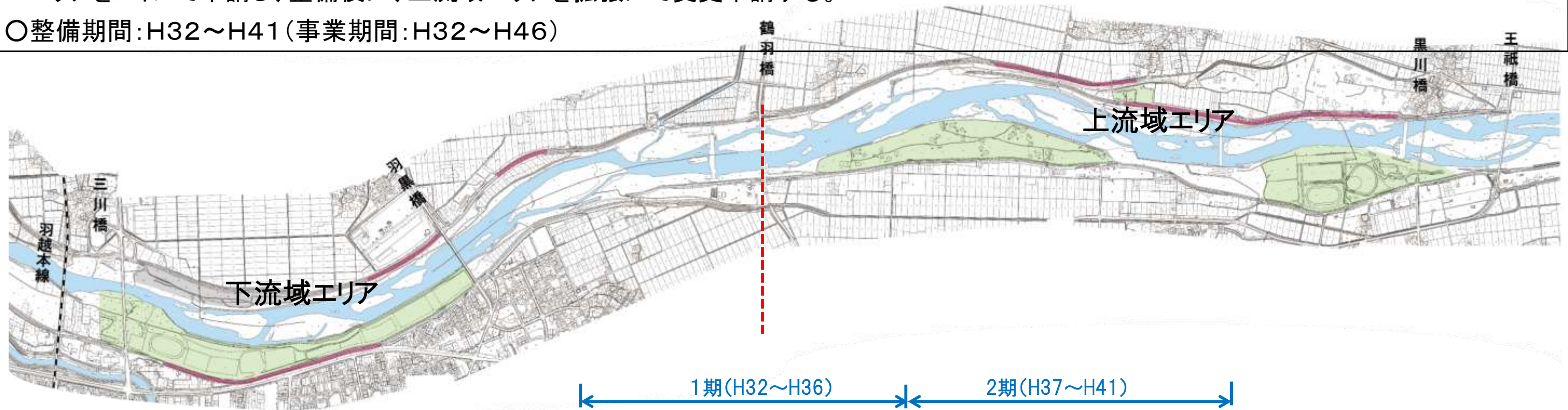
酒田河川
国道事務所

3. 今後のスケジュール、進め方等について

■申請方法: 2期に分割し申請

○かわまちづくり事業における河川管理者が行うハード整備は、概ね5カ年で積極的に進める(かわまちづくり支援制度実施要綱第10の2)こととなるが、計画区域が広く、整備メニューが多いことや予算の確保を勘案し、申請を2期に分け、当初は、早期に事業効果が期待できる下流域エリアをメインで申請し、整備後に、上流域エリアを拡張にて変更申請する。

○整備期間: H32~H41 (事業期間: H32~H46)



事業主体	整備内容(市)	単位	数量内訳		H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46			
			下流域エリア	上流域エリア	赤川下流域エリア						赤川上流域エリア						モニタリング期間							
鶴岡市	園路整備	㎡	9,400		申請・登録	測量設計																		
	駐車場整備	㎡	12,500	6,300																				
	サイン(看板)整備	基	11	12																				
	トイレ整備(新規、更新)	基	4	1																				
	照明灯整備	基	18																					
	水栓整備(新規、増設)	基	2	1																				
	四阿整備	基	2	1																				
	ベンチ整備	基	5	7																				
	広場整備(芝生)	㎡	5,300	1,200																				
	渡河施設整備	箇所		2																				
	遊具整備	基		5																				
	橋梁拡張	橋		1																				
	樹勢調査	本	40																					
	古木更新	本		10																				
	レンタサイクル	台		10																				
実施設計	回	2	2																					
国	河畔整備	㎡	95,500	66,000	申請・登録	事業評価	測量設計																	
	管理用通路(遊歩道、散策路)	m	2,510	3,150																				
	高水敷整正	㎡		9,600																				
	堤防坂路(舗装)	㎡		250																				
	渡河施設(木道橋)	箇所		1																				
	親水護岸	m	130	30																				
	階段工	箇所	8																					
	堤防坂路(スロープ)	箇所	4																					
	進入路拡張	箇所	2	1																				
	退避場(管理用通路帯)	箇所		3																				
測量設計費	回	3	2																					

測量及び詳細設計

かわまち変更申請
(上流域エリアの増工)
事業再評価

鶴岡市かわまちづくり
の再評価

鶴岡市かわまちづくり
の完了時評価

鶴岡市赤川かわまちづくり計画書

(たたき台)

平成30年7月30日

= 目 次 =

1. 市町村及び河川の概要 P 1 ~ 3
2. 水辺とまちづくりに関する基本方針 P 4
3. ソフト施策の個別施策計画書 P 5
4. 支援整備内容の概要（ハード施策） P 6
5. ハード施策の個別整備計画書 P 7 ~ 14
6. その他特筆すべき事項 P 15 ~ 17

1. 市町村及び河川の概要

1. 市町村等の概要
①都道府県名：山形県
②市町村名：鶴岡市
③人口：127,558人（平成30年6月30日現在）
④面積：1,311.53km ²
⑤市の特色 鶴岡市は山形県の西部、庄内平野の南部に位置し、出羽三山、朝日連峰の山々と日本海の海岸線に囲まれ、日本有数の穀倉地帯である豊かな農地、田園が広がっている。また、赤川水系の赤川、大山川、最上川水系の京田川、藤島川等の河川が扇状地を形成しつつ、日本海にそそいでいる。市の区域は東西43.1km、南北56.4kmに及び、総面積1,311.53km ² で、総面積では東北地方で第一位の広さとなっている。 江戸時代に、譜代大名の酒井忠勝が庄内藩14万石の領主として入国、鶴岡を居城として城下町を整備し、現在の鶴岡の基礎が築かれ、また国指定史跡として東北地方に唯一現存する藩校「致道館」を創設して、徂徠学を藩学とした自学自習による個性を重視した教育を実践していた。大正13年に全国で100番目の市制施行によって鶴岡市が発足し、昭和30年代には周辺の11町村が編入、平成17年10月に、鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町が合併し、現在の鶴岡市が発足した。 鶴岡市には、歴史的建築物や小路などが今も多く残され、城下町風情を色濃く醸し出しているほか、本市出身の時代小説家藤沢周平氏の小説に登場する「海坂藩」は、庄内藩がモデルであると言われ、「たそがれ清兵衛」などの映画のロケも市内各地で行われている。 また、豊かな自然環境のもと、稲作をはじめとする農林水産業や酒造業などの伝統産業が発展し、四季折々の豊かな食材に恵まれ、平成26年には日本で唯一、食文化分野「ユネスコ創造都市」に認定されている。一方、近年では慶應義塾大学先端生命科学研究所や山形大学農学部などと連携し、バイオ産業の導入・誘致から先端的な研究開発の成功といった目覚ましい成果を挙げている。
2. 市内の河川の概要
① 主な河川 ●赤川（一級河川赤川水系、流域面積856.7km ² 、流路延長70.4km） 赤川は、山形県の西部に位置し、その源を山形、新潟県境の朝日山系以東岳（標高1,771m）に発し、大鳥池を経て溪谷を流れ、鶴岡市落合において右支川梵字川が合流する。さらに、広大な庄内平野を北へ流れ、鶴岡市を貫流し、左支川内川、大山川等の支川が合流して、酒田市南部の庄内砂丘を切り開いた赤川放水路により日本海に注いでいる一級河川である。 かつて赤川は最上川に合流していたが、度重なる洪水氾濫を防ぐため、大正6年に直轄事業に着手し、赤川を直接日本海に放流する放水路の開削工事を行い、最上川から分離し、独立した河川となった。 赤川流域の土地利用は山林等が約8割、水田や畑地等の農地が約2割となっている。特に水田は米どころ「庄内」の産業基盤を担い、米産出額では山形県の約17%を占めている。 また、赤川流域には、山岳信仰で知られる月山を含めた出羽三山（月山、湯殿山、羽黒山）を擁する磐梯朝日国立公園などの豊かな自然環境が広がっており、様々な動植物の生息地となっている。

②河川と市町村や民間事業者との関わり

赤川は鶴岡市を縦断するように流れ、帯状に緑地が形成されており、周囲の山々と調和した豊かな緑の風景が見られる。市街地では赤川河川緑地、市街地周辺では櫛引総合運動公園などの大規模な緑地があり、陸上競技場、サッカー場などのスポーツ施設が整備されており、地域住民のレクリエーション利用や部活動での利用が盛んである。

上流部では大鳥池や七ツ滝等の景勝地での観光が多く見られ、中・上流域では散策、スポーツ、釣りの他、赤川花火大会や重要無形民俗文化財である黒川能等が行われるなど、地域の文化や風土、交流をはぐくむ場として利用されている。特に毎年開催されている赤川花火大会は、赤川河川緑地を会場に、県内外から多くの観光客が訪れる本市の一大イベントとなっている。

また、三川橋下流右岸には鮭の採捕場があり、そこで捕獲した鮭の卵からふ化した稚魚を地元の小学校と協力して放流することで、水産資源の安定確保と児童の自然体験学習の場として活用されている。



赤川から望む月山

③これまで実施済みの関連施策

●赤川河川緑地

昭和 45 年度より鶴岡市が赤川左岸三川橋上流に市民運動場整備に着手し、陸上競技場などを設置。昭和 48 年度には旧建設省の河川環境整備事業により、空間利用の一貫性をもたせた赤川環境整備計画を策定し、旧建設省で高水敷を修正したものを、鶴岡市が公園施設として順次整備を行った。

スポーツやレクリエーション、憩いの場として活用されているもののその多くは特定のスポーツ団体での利用となっている。夏には「赤川花火大会」の会場として利用され、毎年多くの人たちが訪れる。また、秋にはワイン祭りのイベントや、グループによる芋煮会の会場として利用されている。

●櫛引総合運動公園

住民の健康体力づくりへの関心と欲求が高まっている背景を踏まえ、昭和 63 年から平成 3 年にかけて、住民の心身にわたる健康づくり、創造的文化活動など多目的に行うことができる総合運動公園が整備された。陸上競技場やナイター照明付きの野球場等、野球やサッカー、グラウンドゴルフやゲートボールができるスポーツ施設や憩いの場が整備されている。また、せせらぎ水路の流れる親水広場は、自然鑑賞や芋煮会など、多くの人が集まり、幅広い世代に広く利用されている。夏は黒川能「水焔の能」(薪能)の舞台として使われている。

●赤川市民ゴルフ場

赤川環境整備計画の一つとして、平成元年に整備された。整備にあたっては、第三セクター方式により行い、完了後は市に寄付され公園施設として管理にあっている。ジュニアやシニアレッスンなどを開催しながら、ゴルフ人口の増進を図っている。

●櫛引やすらぎ公園

平成 5 年に旧建設省の「桜つづみモデル事業」の認定を受けて整備が進められ、平成 11 年度から桜つづみの下流部に拠点広場を整備した。平成 10 年度から「桜まつり」が開催され、地元住民や観光客で賑わいをみせている。また、月山や鳥海山、赤川に囲まれた優れた眺望により、映画のロケ地としても有名なことから、カメラや画材道具を持った多くの人々が訪れる。

拠点広場では、パークゴルフを行うことができ、地元住民で多く利用されている。

④市民や民間事業者による河川利活用状況

- ・多くの運動施設のある河川敷では、様々なスポーツの大会や町内会等のレクリエーションの場として幅広く利用されている。
- ・毎年8月に開催される赤川花火大会は、赤川の河川敷の広さを活用した全国でも珍しい花火大会で知られており、毎年30万人以上の観客が訪れている。
- ・秋には月山ワインまつりが開催されるほか、家族やグループでの芋煮会の会場として利用され、市民の交流、ふれあいの場となっている。
- ・赤川および支川の馬渡川沿いの桜づつみは、月山、鳥海山に囲まれ良好な自然景観が広がっており、映画のロケ地にも多く利用されている。春には花見客が多く訪れるほか、散策やジョギングでの利用も多く見られる。
- ・毎年7月、櫛引総合運動公園に水上野外ステージを設置し、国指定重要無形民俗文化財である黒川能を上演する「水焰の能」が開催されている。
- ・内水面漁業者により鮭採捕のためのウライを設置し、捕獲や採卵、種苗育成、また小学生等による稚魚の放流体験などが行われている。



小学生のサッカー大会



多くの観光客が訪れる赤川花火大会



グループによる芋煮会



優れた景観を有する馬渡の桜づつみ



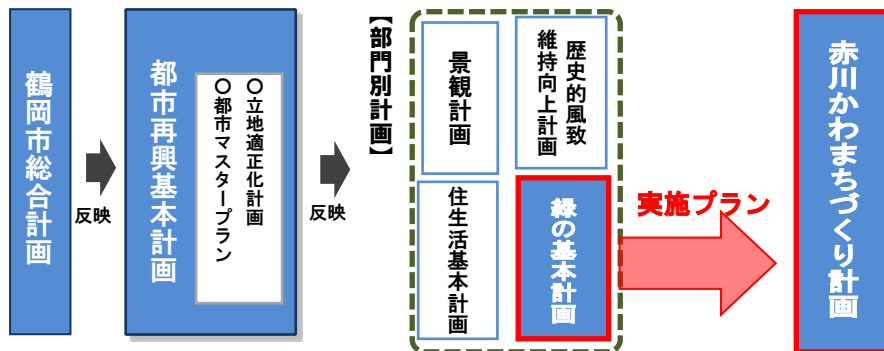
毎年7月に行われる水焰の能



学校活動による鮭の放流

2. 水辺とまちづくりに関する基本方針

■かわまちづくり計画の位置づけ



■水辺とまちづくりの上位・関連計画

鶴岡市では、鶴岡市総合計画（後期基本計画：H26～H30）に基づく、まちづくりの指針となるマスタープランをより充実させた、「鶴岡市都市再興基本計画」を平成29年4月に策定している。当該計画の分野別構想となる「水と緑」においては、恵まれた自然を生かし自然と共に生きるまちづくりを目標に掲げ、市民が自然と直接触れ合え、憩いと潤いのある親水空間の整備を推進していく。

また、鶴岡市都市再興基本計画の部門別の計画となり、緑地の保全、推進に関する施策を定める「鶴岡市緑の基本計画」においては、河川における生態系や自然の織り成す景観を、市民との協働によりその維持・保全に努めるとともに、多様化・高度化する社会ニーズの変化を踏まえた公園等の充実や自然とのふれあい・交流・健康づくりの場の確保を掲げている。

■水辺とまちづくりに関する課題

赤川流域には、大規模な緑地があり、陸上競技場、サッカー場などの施設や桜づつみが整備され、地域住民にレクリエーションやスポーツで幅広く利用されている。また、中流域の赤川河川緑地で毎年開催されている赤川花火大会は、県内外から多くの観光客が訪れる本市の一大イベントとなっている。赤川河川緑地の下流には鮭の採捕場があり、そこで捕獲した鮭の卵からふ化した稚魚を地元の小学校と協力して放流することで、水産資源の安定確保と児童の自然体験学習の場としても活用されている。

一方、その利用実態は、特定のスポーツ団体での利用がほとんどであり、休憩ポイントや水辺に安全に近づけないことにより子供や親子連れでの利用は少なく、また、集客に向けた赤川の情報発信の不足など水辺環境を十分に活かしてきれていない面がある。

■鶴岡市赤川かわまちづくりの基本方針

先述の関連計画、課題を踏まえ、基本方針を「自然との交流・賑わい・健康づくりの自然レクリエーション拠点」と定め、以下の3つのテーマを設定する。

《テーマ》

1. 河川環境・景観と調和した空間の創出 【自然環境の利用と自然体験学習】
2. 賑わい空間の創出 【水辺で憩い、イベントを楽しむ】
3. 市民の健康を支える空間の創出 【スポーツによる健康づくりと交流】

○ソフト施策の方針

市民団体や企業等と連携し、総合的なソフト施策を展開する。

- ①既存イベントとの連携の強化と活用
- ②新規イベントの開発
- ③情報発信の強化
- ④かわとまちのネットワークの強化とアクセスの向上
- ⑤市民との協働による維持管理の仕組みづくり

○ハード施策の方針


赤川における親水性と利便性、かわへのアクセス向上に資するハード整備を実施する。

- ①安全に水辺に近づける護岸整備
- ②周遊ルート（管理通路、坂路）の整備
- ③かわの見える（河畔）整備
- ④多目的な利用ができる広場や駐車場の整備
- ⑤自然、文化の保全・活用

3. ソフト施策の個別施策計画書

1. 河川名
①赤川水系赤川
2. 施策の実施範囲
①赤川 鶴岡市（鶴岡、櫛引地区）
3. 施策概要
<p>①かわとまちのネットワークの強化を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光施設などの拠点を周遊できる導線を位置づけ、広域的な連携を促進する。 <p>《想定》⇒案内看板などによる施設への誘導／散策やジョギング、サイクリングコースの設定 レンタサイクル等による周遊性の向上</p> <p>②多様なイベント利用の促進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水辺空間で行う魅力のある新たな集客イベントを企画し、通年での利用増進を図る。 <p>《想定》⇒桜づつみでの桜まつりの開催／安全面や利便性を向上させ花火大会やワイン祭りの継続実施／冬期間の新規イベントの開催／ケータリングカー等による日常的な物販営業／釣り大会や自然体験学習など水と触れ合うイベントの開催 行政と市民団体等が連携しながらHPやパンフレットを作成し情報発信の強化と充実を図る</p>

(参考) 位置図




整備箇所

自然との交流・にぎわい・健康づくりをテーマとした、新しい自然レクリエーション拠点

1. 河川環境・景観と調和した空間の創出
2. 賑わい空間の創出
3. 市民の健康を支える空間の創出

1月	日本海寒鰯まつり
2月	春日神社王祇祭、黒川焔燭能
4月	鶴岡桜まつり
5月	鶴岡天神祭、タキタロウまつり
7月	黒川水焔の能、庄内酒まつり
8月	荘内大祭、赤川花火大会
9月	月山ワインまつり
12月～2月	鶴岡冬まつり



4. 支援整備内容の概要（ハード施策）

1. 河川名
①赤川水系赤川
2. 整備範囲
①赤川 鶴岡地区 赤川 L=8.4km（羽越本線橋梁下流～王祇橋）
3. 整備内容
①鶴岡市赤川かわまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・親水護岸を整備することで、河川敷から水辺へのアクセスが可能になり、今まで以上に川と触れ合える水辺空間としての利用が可能となることで、利用者の増加を図る。 ・堤防坂路の整備や、堤防階段の拡幅によって、高水敷へのアクセスが容易になるとともに、階段護岸を観覧席として利活用することで、スポーツ利用以外での利用者の増加を図る。 ・高水敷に休憩施設、水道施設、トイレ等の整備を行い、芋煮会設備を充実することで、芋煮会での利用促進を図る。 ・左右岸の堤防天端に距離表示の案内板を整備し、地域住民が赤川の管理用通路をウォーキング、ジョギングコース、サイクリングコースとして日常的に利用するほか、マラソンや駅伝のコースとして利用することで、マラソン・ジョギング愛好家が集う場所となり、地域活性化に繋がる。

(参考) 位置図



※航空写真提供：国土交通省酒田河川国道事務所

計画区域には、赤川河川緑地や赤川市民ゴルフ場、榊引総合運動公園、堤防沿いの桜つつみなど、スポーツやレクリエーションでの利用や、月山や鳥海山の眺望を望みながらのウォーキング、春の桜、夏の赤川花火大会、秋のワイン祭りや芋煮会など、四季折々で憩いの場、安らぎの場としても利用されている。

～桜つつみ(赤川、羽黒、馬渡、榊引)～



5. ハード施策の個別整備計画書

1. 整備内容名

赤川かわまちづくり

2. 整備概要

・整備メニュー（赤川全体）

【赤川全体の整備概要】

- 河畔整備により、川の見える景観形成を図り、赤川を眺めながら散策できる遊歩道等の整備を行う。
- 赤川沿いを回遊できるコースの案内板や、各施設への誘導及び主要な観光拠点との繋がりを示すサイン等の整備により、かわとまちを結ぶネットワークの形成を図る



《利活用イメージ》



堤防上の桜づつみを眺めながらのマラソン大会の開催。



レンタサイクルによる周辺の観光施設とのアクセス向上と健康増進。



管理用通路を利用した、水辺の散策路(フットパス)

《整備イメージ》



施設誘導看板



河畔整備(繁茂状況)



河畔整備後イメージ(かわの見える景観)

・整備メニュー（赤川下流域エリア）

【赤川下流域エリア（赤川河川緑地、鮭採捕場、赤川・羽黒桜づつみ）の整備概要】

- ・川遊びや、水辺で小イベントのできる親水護岸等の整備
- ・新しいスポーツやレクリエーション等を楽しむことのできる空間の整備
- ・子どもが遊べる遊具の整備
- ・施設利用者の安全対策と利便性の向上を図るため、駐車場・園路の整備と堤防坂路（スロープ）の増設、進入路の拡幅、照明灯等の整備
- ・休憩スペースとして、ベンチ・四阿の整備
- ・利用者に配慮した水道設備及びトイレの更新と増設
- ・マナー向上の意識啓発に向けた施設利用案内看板や、観光案内、避難誘導看板の整備



《利活用イメージ》



魚のつかみ取りや釣大会の開催



親水護岸での小イベントの開催



冬期間のイベント

《整備イメージ》



堤防階段



トイレ(ユニバーサル)



ソーラー照明灯

・整備メニュー案（赤川上流）

【赤川上流域エリアの整備概要】

- ・水辺に近づける親水護岸等の整備
- ・自然景観を望める広場・ベンチ等の整備
- ・子どもが遊べる遊具の整備
- ・利用者の安全対策を図る管理通路の拡幅
- ・利用者に配慮した水道設備及びトイレの更新と増設
- ・マナー向上の意識啓発に向けた施設利用案内看板や、観光案内・避難誘導看板の整備
- ・古木を保全、再生するための樹勢調査



《利活用イメージ》



桜まつりの開催



芋煮会(町内会やグループによる交流)



水遊び

《整備イメージ》



飛び石



退避場



スポーツ案内看板

3. 整備の必要性、有効性

赤川の河川敷は、赤川河川緑地や赤川市民ゴルフ場、櫛引総合運動公園などが整備されており、スポーツやレクリエーションの場として活用されている。特に、毎年8月に開催されている「赤川花火大会」は、赤川河川緑地を会場に、県内外からの多くの観光客が訪れる一大イベントとなっている。また、内水面漁業においては、近隣の小学校児童による鮭の稚魚の放流を行っており、水産資源の安定確保を図るとともに児童の体験学習の場としても活用されている。

一方、河川敷の利用実態は、特定のスポーツ団体での利用がほとんどであり、子どもや親子連れでの利用は少なく、新たな利活用の検討が求められている。また、水際部の樹木が繁茂しており、水辺へのアクセスが難しく、また高水敷から赤川への視界が遮られている。

赤川の水辺とまちが融合した良好な空間整備を進めることで、スポーツやイベント時以外でも、鶴岡の中心河川である赤川に市民が気軽に足を運び、赤川の自然を感じることができるよう、赤川の治水対策である質的整備事業とあわせて、河川利用上の安全・安心を目標とした河川管理施設の充実、整備を行ううえで、河川管理者と一体となったかわまちづくり支援が必要となっている。

4. 整備の実現方策

・関連事業の整備計画

■鶴岡市総合計画（後期基本計画）（平成26年度～平成30年度）

平成17年に1市4町1村が合併し、新鶴岡市が発足後、平成21年度に新市の総合計画が策定された。平成26年度から平成30年度までの後期基本計画では、めざす都市像「人 暮らし 自然 みんないきいき 心やすらぐ文化をつむぐ悠久のまち 鶴岡」のもと、社会基盤における施策として、「河川の整備」「多様で複合的な公園・緑地の整備・保全」を掲げている。

社会基盤

地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します。

快適な都市環境の形成
 ●快適な歩道と集約の基盤形成 ●歴史や伝統・文化を大切にした街の持てるおもしろさ
 ●多様な個性を生かした景観形成 ●観光・滞在型観光の推進 ●観光・滞在型観光の推進

●多様で複合的な公園・緑地の整備・保全

交通・運搬の推進と基盤の整備
 ●東北日本海沿岸地帯等との連携と交通の推進 ●高速交通ネットワークの充実
 ●情報社会に対応した情報基盤の推進 ●新幹線沿線の整備 ●電利利用の推進による市域整備と連携
 ●公共交通ネットワークの確保 ●見守り・利便性・魅力の創出

安全・安心な生活環境の整備
 ●快適で安全・安心な住環境整備 ●住宅・建築物の耐震化の推進 ●都市ストックの維持管理と有効活用
 ●安全な水の安定供給 ●下水道事業の健全経営と持続可能な運営 ●治水対策の推進

防災と都市の保全
 ●防災の整備 ●防災施設の整備 ●防災の整備

(5) 多様で複合的な公園・緑地の整備・保全

○施策の方向
 レクリエーションの場、憩いの空間である公園・緑地の整備と保全を市民と協働しながら推進し、緑のネットワーク形成と市民生活の豊かさを向上し、防災機能の強化を図ります。

○主な施策
 ①スポーツやレクリエーション、文化活動など、市民の活動を支援することにも配慮し、地域の特性を生かした公園・緑地、広場の整備を進めます。
 ②地域との協働・協力による公園・緑地などの整備と維持管理を進めます。
 ③防災も兼ねて安心して河川である公園・広場などの保全と施設更新の継続更新を志向的に実施し、長寿命化と経費の削減を図ります。
 ④鶴岡公園の敷地など前記に紹介されている地区の保全と計画的更新を進めます。
 ⑤公園・緑地・広場などの整備にあたっては、ユニバーサルデザインと防災機能の強化を図ります。

(1) 河川の整備

○施策の方向
 近年、これまでの想定を大きく超える記録的な集中豪雨が頻発傾向にあることから、より市民の生命や財産を守り、社会基盤の安定を図るため、河川の整備を促進します。また、河川の適正な維持管理はもとより、森林や山辺などの貯水機能を活用するなど、河川流域の持続的治水機能を確保し、良好な河川環境の保全を図ります。

○主な施策
 ①河川の整備を推進し、水害から市民の生命や財産を守るため、主要河川の河川整備を推進します。
 ②生態系や自然の魅力を最大限に活かすため、河川にあっては質水も取り入れながら、美しい河川づくりを推進します。
 ③市民と行政が河川環境や治水に関わる情報を共有し、高橋により良好な河川環境を維持、保全します。

■ 鶴岡市都市再興基本計画（平成 29 年 1 月策定）

「都市計画マスタープラン」と「立地適正化計画」を合わせて策定された計画であり、鶴岡のまちづくりの基本理念を、「先端研究産業や中核産業で新しいまちを磨き住環境の循環によりまちを再編するコンパクトシティ鶴岡」と定め、「土地利用」「交通体系」「水と緑」「景観」「住環境整備」「防災」「医療・福祉」「産業」の 8 つ観点から目指す都市像に向けてまちづくりを行う。

「水と緑」における施策の中で、「赤川かわまちづくり計画策定及び赤川親水空間の整備」が掲げられている。

3: 水と緑

【目標】恵まれた自然を生かし自然と共に生きるまちづくり

【施策の方針 2】

(1) 水辺空間の創出

市内を流れる河川や住宅地を流れる内河川において、市民が水と触れ合える憩いの空間の整備を市民協働で進めます。

【施策概要】

① 水辺空間の保全・整備

赤川や内河川など市内を流れる川等の水辺を利用し市民が憩いで楽しみ、憩いの持てる場所として活用するため、河川の改修や親水施設の整備を行います。

- 赤川かわまちづくり計画策定及び赤川親水空間の整備
- 内川平と内川沿道の景観整備による親水空間づくり
- 内河川を楽しくする会などの民間団体との協働による親水空間の保全



【期待される効果】

自然と一体化した水辺空間が形成され、市民が自然と直接触れ合え、憩いと楽しみのある施設が提供される。

■ 鶴岡市緑の基本計画（平成 29 年 5 月改定）

「鶴岡市総合計画」における「鶴岡ルネサンス宣言に基づくまちづくり」の 1 つである「森林文化都市」に基づき、緑の将来像を「緑が彩る歴史と文化が薫るまち 鶴岡」と定め、各基本方針における施策として、赤川を主とした各河川の水辺の環境保全・整備、赤川河川緑地の整備推進等が掲げられている

【鶴岡市緑の基本計画】

＜施策の体系＞

緑の将来像	基本的な方針	施策の基本方針
緑が彩る歴史と文化が薫るまち 鶴岡	1. 未来につなぐ鶴岡の豊かな緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> 美しい緑と様々な機能を有する森林の保全 自然の恵みを支え共生する緑の保全 水と水辺の環境の保全 多様な生態系を育む緑の保全
	2. 鶴岡の歴史・文化を継承する緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> 城下町の歴史的景観を醸し出す緑の保全 市街地内を流れる川辺の緑の保全・創出 鶴岡の歴史的風致及び文化的風土を醸し出す緑の保全 新たな文化・観光の創出のための自然等の活用 自然や歴史等の学習を通してふるさとへの文化の理解や郷土愛の醸成
	3. 定住と健康な生活を支える公園・緑地の保全・整備	<ul style="list-style-type: none"> 子どもから高齢者まで楽しめる身近な公園の充実 市民のレジャー・レクリエーション需要に応える大規模公園等の充実 安全・安心な公園・緑地の整備 公共施設等のオープンスペースの活用 自然を活用したふれあい、交流、健康づくりの場の確保
	4. 暮らしや街に誇りをもたらし緑環境の保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> 道路、公共施設の緑化による緑のネットワークの形成 生活に親いさむたらす前庭緑化 市街地近郊の緑化及び美化 来訪者が美しいと感じる空間の創出
	5. 価値とマネジメントによる緑の保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者・行政がともに取り組む緑の保全・創出 公園・緑地の適正化と持続のためのマネジメントの推進

■ 水と水辺の環境の保全

水辺環境は日本でも貴重で、赤川を主とした各河川の内川沿道、田舎川沿道、市街地を流れる内河川沿道からなる内河川沿道、赤川が鶴岡で唯一の連続した水辺空間を形成し、市民が水と触れ合える憩いの空間の整備を進めています。

このように連続した水辺空間の整備を進め、市民が自然と直接触れ合え、憩いと楽しみのある施設が提供される。

【施策の方針】

施策	具体的な内容
内河川沿道の保全・整備	<ul style="list-style-type: none"> 赤川や内河川など市内を流れる川等の水辺を利用し市民が憩いで楽しみ、憩いの持てる場所として活用するため、河川の改修や親水施設の整備を行います。 赤川かわまちづくり計画策定及び赤川親水空間の整備 内川平と内川沿道の景観整備による親水空間づくり 内河川を楽しくする会などの民間団体との協働による親水空間の保全
田舎川沿道の保全・整備	<ul style="list-style-type: none"> 田舎川沿道の景観を整え、市民が憩いで楽しむための施設を整備します。 田舎川沿道の景観を整え、市民が憩いで楽しむための施設を整備します。

■ 市民のレジャー・レクリエーション需要に応える大規模公園等の充実

運動施設やスポーツ・レクリエーションの多様な施設を整備し、市民が憩いで楽しむための施設を整備します。

大規模公園における水辺の活用や市民が憩いで楽しむための施設を整備します。

【施策の方針】

施策	具体的な内容
大規模公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> 市民が憩いで楽しむための施設を整備します。 大規模公園の整備を進め、市民が憩いで楽しむための施設を整備します。
公園・緑地の適正化と持続のためのマネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者・行政がともに取り組む緑の保全・創出 公園・緑地の適正化と持続のためのマネジメントの推進

■整備工程

整備工程は、エリアが広く整備メニューも多いことから2期工程とし、当初は、早期に事業効果が期待できる下流域エリアをメインで整備を進め、下流域エリア整備後に上流域エリアに着手する。

○ 全体整備期間：H32～H41 （全体事業期間：H32～H46）

◆前期（1期）整備工程

○整備期間：H32～H36

○河畔整備や駐車場などの基盤整備を進め、市が必要に応じて利活用促進のためのトイレ整備等の施設整備を実施し、集客能力を向上させる。

○春の観光スポットとなる馬渡桜つつみは、景観の維持保全に努めるため樹勢調査を実施する。

事業主体	整備内容(市)	単位	数量内訳 下流域エリア	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
										赤川下流域エリア
鶴岡市	園路整備	m ²	9,400	申請・登録		測量設計				
	駐車場整備	m ²	12,500							
	サイン(看板)整備	基	11							
	トイレ整備(新規、更新)	基	4							
	照明灯整備	基	18							
	水栓整備(新規、増設)	基	2							
	四阿整備	基	2							
	ベンチ整備	基	5							
	広場整備(芝生)	m ²	5,300							
	渡河施設整備	箇所								
	遊具整備	基								
	橋梁拡幅	橋								
	樹勢調査	本	40							
	古木更新	本								
	レンタサイクル	台								
実施設計	回	2								
国	河畔整備	m ²	95,500	申請・登録	事業評価	測量設計				
	管理用通路(遊歩道、散策路)	m	2,510							
	高水敷整正	m ²								
	堤防坂路(舗装)	m ²								
	渡河施設(木道橋)	箇所								
	親水護岸	m	130							
	階段工	箇所	8							
	堤防坂路(スロープ)	箇所	4							
	進入路拡幅	箇所	2							
	退避場(管理用通路帯)	箇所								
測量設計費	回	3								

1期(H32~H36)

測量及び詳細設計

かわまち変更申請
(上流域エリアの増工)
事業再評価

◆後期（2期）整備工程

○整備期間：H37～H41

○前期整備において実施する、良好な水辺空間の形成に必要な基盤整備が完成後、遊具の設置やレンタサイクルの整備など、憩い・賑わい空間としての魅力の向上や周辺施設とのアクセス向上を図る。

← 2期(H37～H41) →

事業主体	整備内容(市)	単位	数量内訳 上流域エリア	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46
				赤川上流域エリア					モニタリング期間				
鶴岡市	園路整備	m ²											
	駐車場整備	m ²	6,300										
	サイン(看板)整備	基	12										
	トイレ整備(新規、更新)	基	1										
	照明灯整備	基											
	水栓整備(新規、増設)	基	1										
	四阿整備	基	1										
	ベンチ整備	基	7										
	広場整備(芝生)	m ²	1,200										
	渡河施設整備	箇所	2										
	遊具整備	基	5										
	橋梁拡幅	橋	1										
	樹勢調査	本											
	古木更新	本	10										
	レンタサイクル	台	10										
	実施設計	回	2										
国	河畔整備	m ²	66,000										
	管理用通路(遊歩道、散策路)	m	3,150										
	高水敷整正	m ²	9,600										
	堤防坂路(舗装)	m ²	250										
	渡河施設(木道橋)	箇所	1										
	親水護岸	m	30										
	階段工	箇所											
	堤防坂路(スロープ)	箇所											
	進入路拡幅	箇所	1										
	退避場(管理用通路帯)	箇所	3										
測量設計費	回	2											

鶴岡市かわまちづくり
の再評価

鶴岡市かわまちづくり
の完了時評価

5. 推進体制

- ・ 鶴岡商工会議所、赤川漁業協同組合、赤川鮭漁業生産組合、地域団体、自治会および学識者で構成する「鶴岡市赤川かわまちづくり協議会」を母体とした、『鶴岡市赤川かわまちづくり推進協議会（仮称）』を新たに設立し、関係機関との調整を図りながら、整備位置や利活用方法、維持管理体制等について検討・協議し計画の推進に努める。
- ・ 関係機関や各種イベント団体等と連携した企画により、水辺空間の利用増進を図る。

6. 有効利用および維持管理

①有効利用に関する計画

- ・鶴岡市の一大イベントである「赤川花火大会」や「月山ワインまつり」等のイベントが、赤川河川緑地の整備により、実施エリアの拡大やイベント内容の拡充が期待される。
- ・赤川左右岸の桜づつみへの動線整備や情報発信により、桜の花見に訪れた人々を鶴岡市街から赤川へ誘導し、赤川沿いの利用促進や観光振興が期待される。
- ・赤川の堤防天端の管理用通路を利用したマラソン大会や駅伝大会を開催し、地域住民の健康増進を図る。
- ・安全に川に近づくことのできる護岸の整備により、水辺での新しいイベントを開催し、幅広い世代での利用増進が期待される。

②維持管理計画

- ・施設の維持管理については、以下の役割分担で行う。

河川管理施設（堤防、管理用通路、護岸等）：国土交通省

その他の施設（河川公園、休憩施設、案内板等）：鶴岡市

ただし、各施設における清掃などの日常的な管理は、市民団体との連携を図り、市及び市民で実施する。

※現在、櫛引やすらぎ公園や赤川河川緑地の堤防の日常管理は地元住民等により構成される任意団体の協力のもと実施されている実績を有している。本計画で整備する水辺空間の日常管理においても、地元住民が主体的に活動できる体制づくりを進める。

維持管理における地域の協力体制の構築

- 川に関する啓蒙活動の普及
- 地域住民が主体となる維持管理団体の発足
- 地域が主体となった、環境整備の計画や利活用・維持管理計画づくりの推進
- 住民団体や学校等による河川環境改善に向けた清掃活動、生物調査(観察)や体験学習等の実施

＜事例＞河川における活動



朝陽第五小学校の児童による赤川クリーン作戦と花壇整備(H19の活動状況)



内川を美しくする会での河川清掃(年2回)

上記の他に、昨年10月に田川地区労働者協議会の会員により、赤川河川緑地のグリーン作戦が行われている。また、鶴岡市立斎小学校では、毎年、赤川の生物調査を行っている。

7. 特徴

鶴岡市の赤川流域には、出羽三山（月山、湯殿山、羽黒山）などの豊かな自然環境が広がっており、赤川周辺の景観も、自然豊かで雄大な景観となっている。

また、赤川河川緑地公園、櫛引総合運動公園など、河川敷には陸上競技場、サッカー場などのスポーツ施設が整備されており、地域住民によるスポーツ利用は盛んに行われている。

本計画による整備を実施することにより、新たな水辺空間を創出し、子どもから高齢者まで幅広い世代の利用者が集う場となり、地域の活性化が期待される。

さらに、鶴岡市街と赤川沿いのネットワークを構築することにより、鶴岡市街の観光客を赤川沿いに誘導し、観光振興においても期待される。

6. その他特筆すべき事項

■赤川河川緑地の利用状況

赤川河川緑地 目的別利用者数

(単位:人)

年度	野球	ソフトボール	サッカー	ゲートボール	イベント等	合計
H27年度	22,840	12,231	10,011	2,000	3,016	50,098
H28年度	21,875	15,849	10,573	1,600	4,550	54,447
H29年度	22,208	12,662	11,476	640	3,645	50,631
平均	22,308	13,581	10,687	1,413	3,737	51,725

注1:赤川花火大会は除く(市観光物産課:H29年度観客数33万人)

注2:イベント等は、町内会等の運動会や芋煮会、企業等の夏まつり開催など

○赤川花火大会

毎年8月に開催される「赤川花火大会」では、赤川河川緑地の対岸が打上げ場所となっており、赤川河川緑地が観覧席として利用されている。



(出典:山形県鶴岡市観光連盟 HP)

○月山ワインまつり

毎年9月に鶴岡市朝日地域の特産品である「月山ワイン」の販売を記念して開催されるイベントであり、ワインの飲み放題のほか、特産品直売コーナー等が設置される。

来客数		(単位:人)
年度	来客	
H27年度	2,200	
H28年度	2,000	
H29年度	2,000	
平均	2,060	



(出典:山形県鶴岡市観光連盟 HP)

■ 櫛引総合運動公園の利用状況

櫛引総合運動公園 施設別利用者数

(単位:人)

年度	陸上競技場	多目的広場	野球場	なべっこ広場	イベント広場	市グラウンドゴルフ場	合計
H27年度	4,914	5,460	4,197	5,131	1,071	15,963	36,736
H28年度	2,000	2,718	4,978	3,648	2,292	16,217	31,853
H29年度	3,404	3,893	3,927	3,860	2,607	16,895	34,586
平均	3,439	4,024	4,367	4,213	1,990	16,358	34,392

○ 黒川能野外能楽「水焰の能」

毎年7月に国指定重要無形民俗文化財である「黒川能」を櫛引総合運動公園内の特設水上野外ステージで上演している。



来客数 (単位:人)

年度	来客
H27年度	551
H28年度	617
H29年度	537
平均	568

(出典:山形県鶴岡市観光連盟 HP)

○ 芋煮会

櫛引総合運動公園では、「なべっこ広場」が整備されており、秋には多くの利用者が芋煮会を楽しんでいる。



利用人数 (単位:人)

年度	来客
H27年度	5,131
H28年度	3,648
H29年度	3,860
平均	4,213

■ 赤川市民ゴルフ場

赤川沿いのゴルフ場は、春は土手の桜並木や月山、鳥海山を眺めながらプレーすることができる。

赤川市民ゴルフ場利用者数

(単位:人)

年度	一般	高齢者等	高校生以下	合計
H27年度	11,336	1,070	39	12,445
H28年度	9,409	815	51	10,275
H29年度	9,314	906	19	10,239
平均	10,020	930	36	10,986



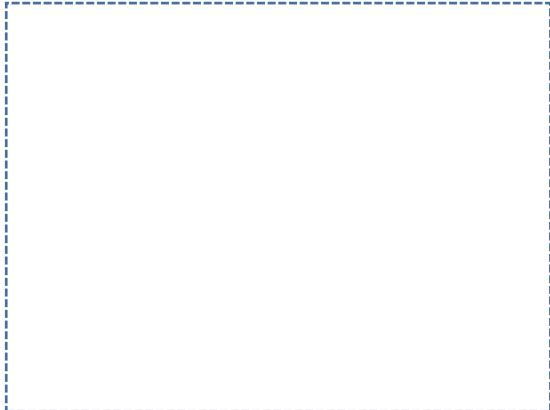
■赤川かわまちづくり協議会（平成 29 年 9 月、平成 30 年 7 月、10 月（予定）：3 回開催）

地域団体、自治会、NPO 法人、学識者等で構成される協議会を設立し、赤川かわまちづくりの方向性や、整備メニュー、維持管理などについて協議を行った。



第1回協議会

計画の方向性の検討や赤川に関する意見交換を行った。



第2回協議会

これまでの経過説明や、整備メニュー案、これからの進め方に対する協議を行った。

■赤川かわまちづくりワークショップ（平成 29 年 10 月・平成 30 年 1 月：2 回開催）

地域団体、自治会、学識者等が参加し、現地踏査や、ワークショップ形式による利活用・整備メニューに関する意見交換を行った。



かわまちづくりアンケート結果

かわまちづくりアンケート調査について

ワークショップの参加者及び計画区域近隣住民の皆様の、赤川の利用実態やかわまちづくりに期待すること等の意見を把握し、計画づくりの参考とするため、アンケート調査を実施した。

◆調査期間

平成30年1月～2月

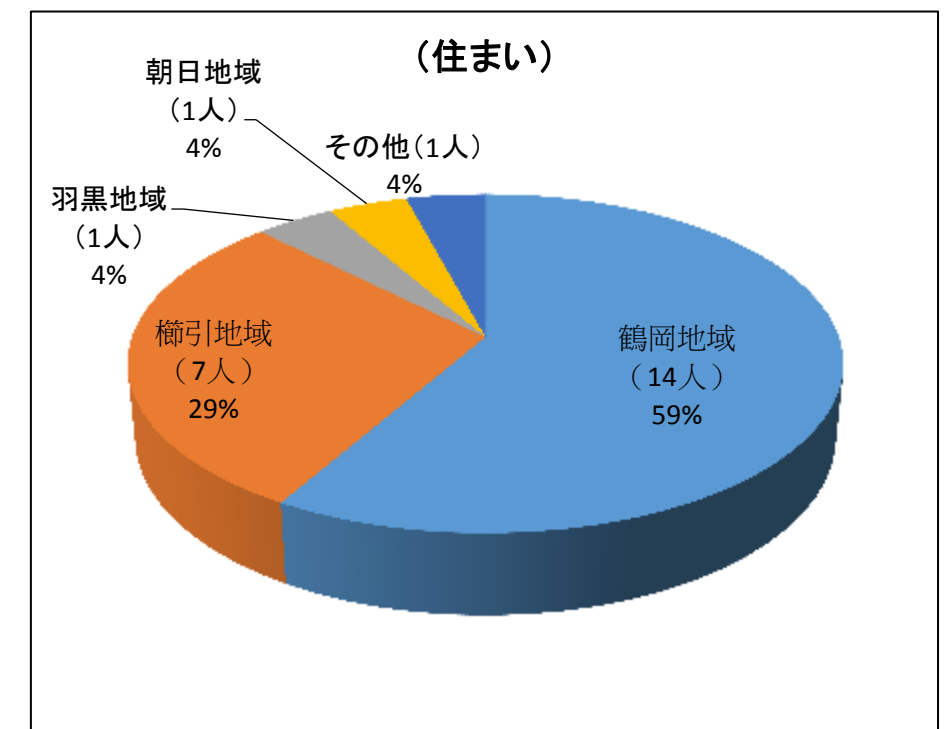
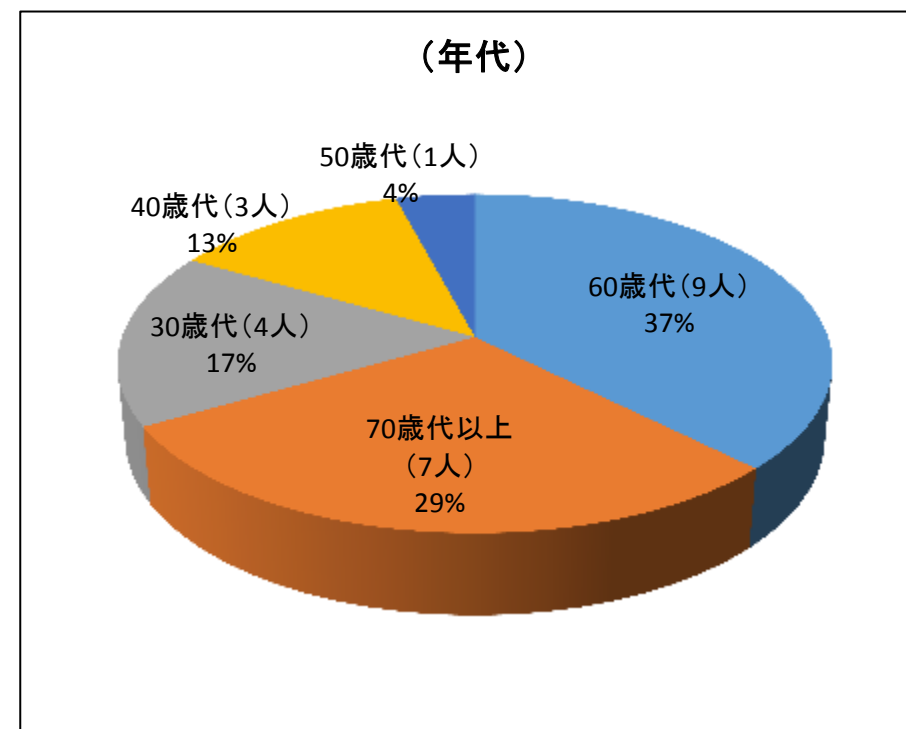
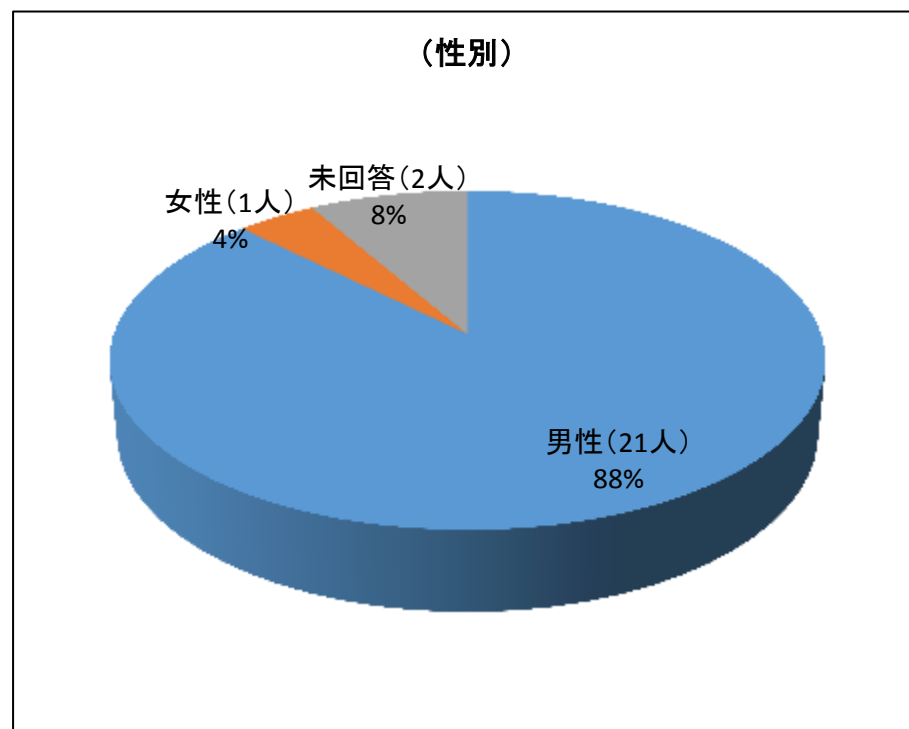
◆回収結果

配布数 : 33票 回収数 : 24票 (回収率73%)

回答者の属性

◆回答者の属性

- ・性別は、男性比率が88%と高くなっている。
- ・年齢は、60代と70代以上が66%となっており、10代、20代からの回答はなかった。
- ・住まいについては、アンケート協力依頼先が計画区域の近隣住民が多かったことから、鶴岡地域と櫛引地域で88%となっている。



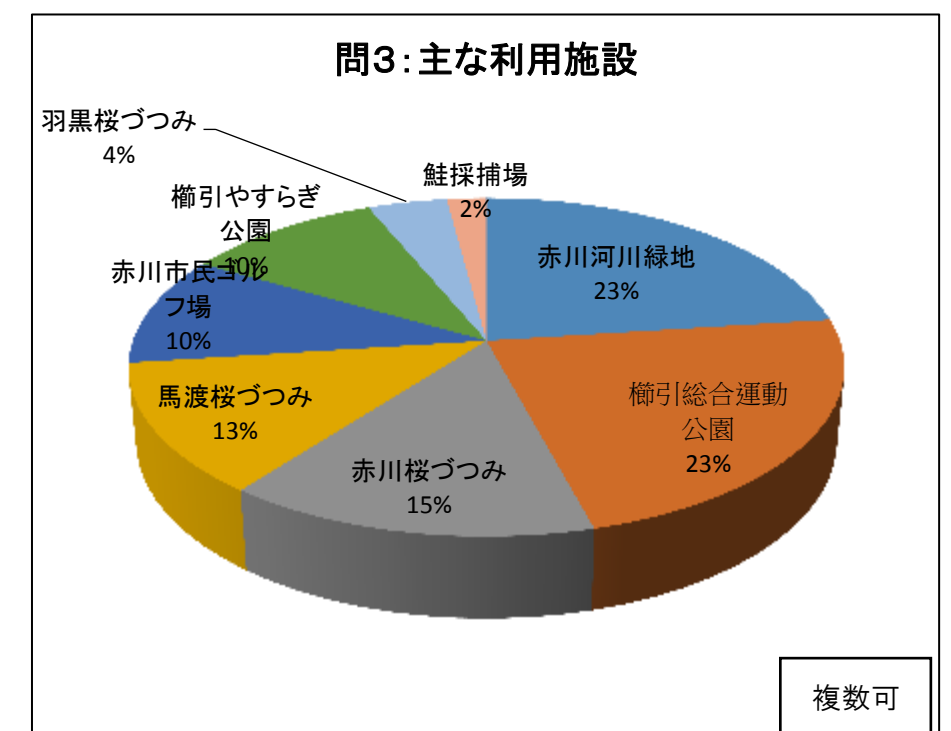
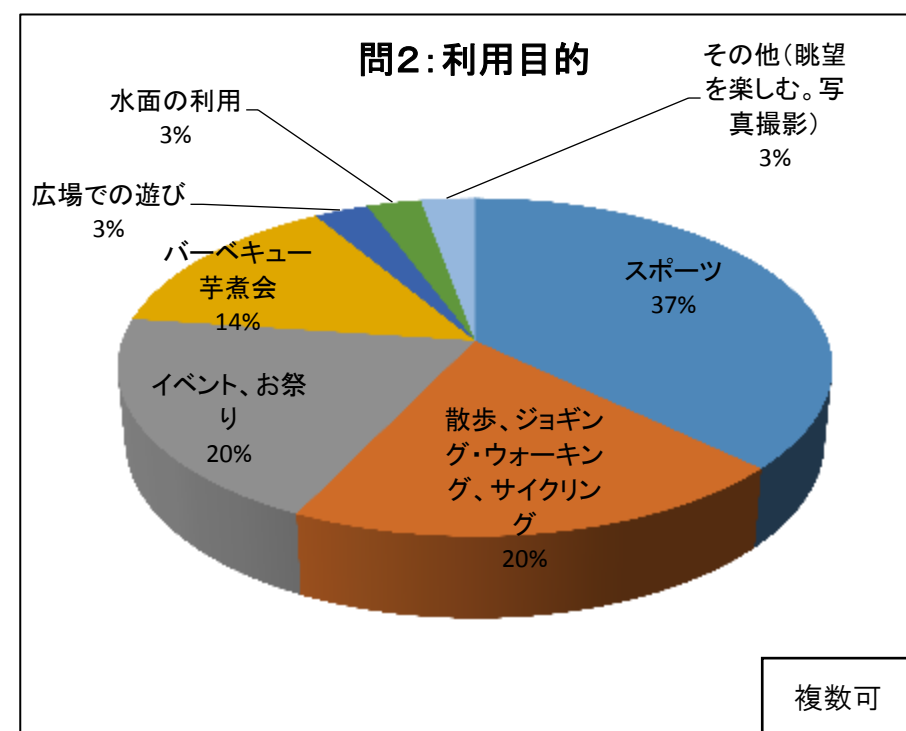
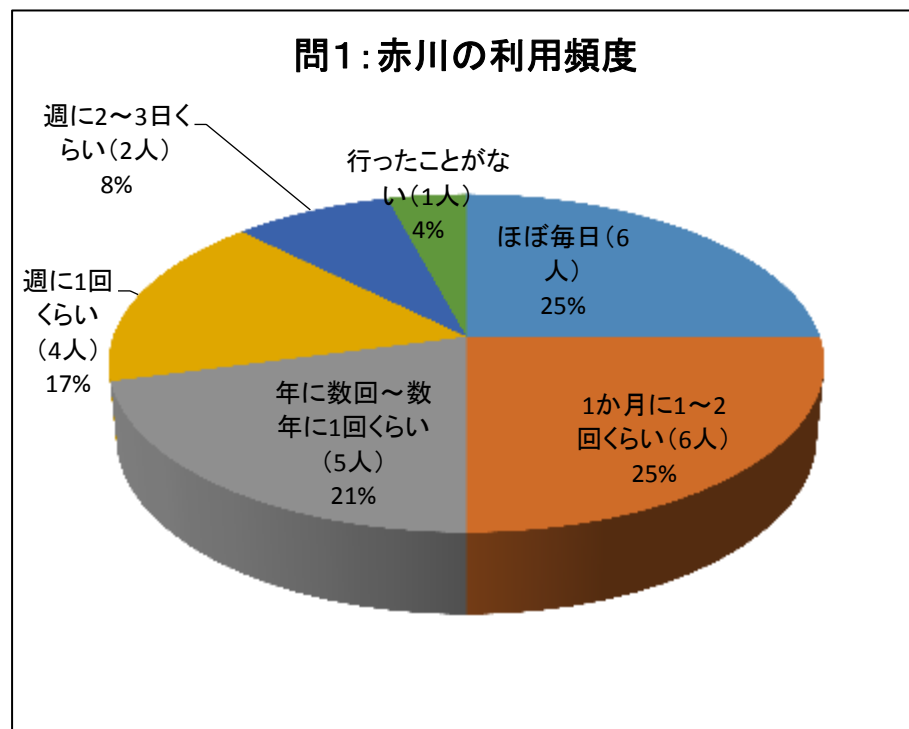
問1：赤川の利用頻度

問2：利用目的

問3：利用する主な施設

◆利用頻度、目的、利用施設の考察

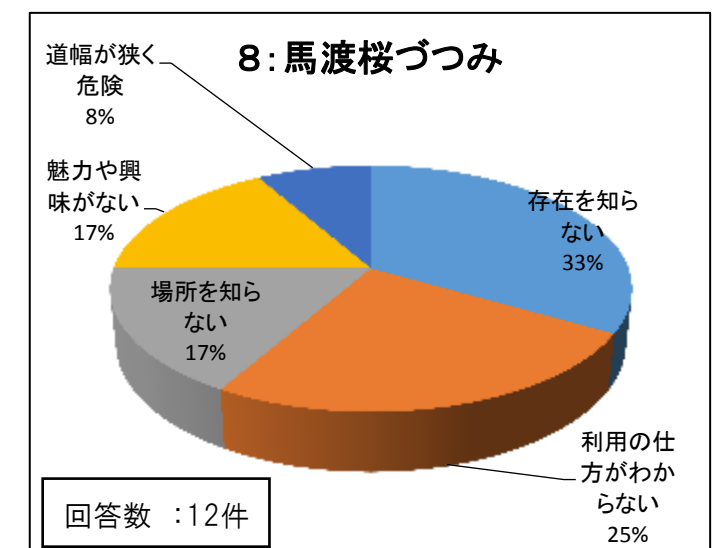
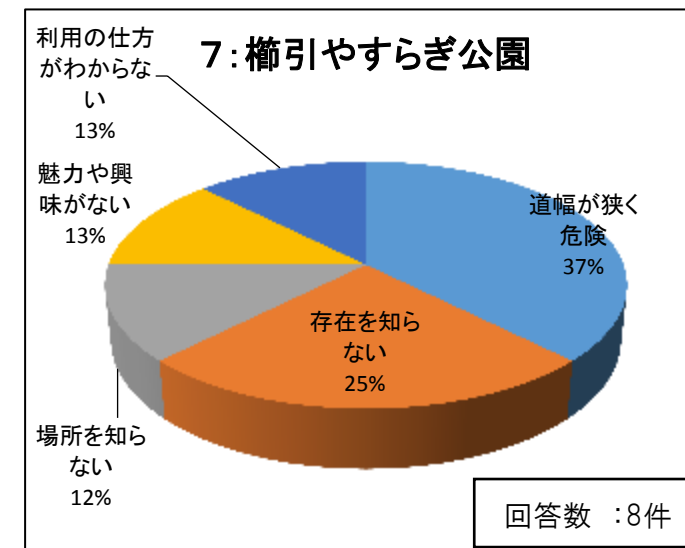
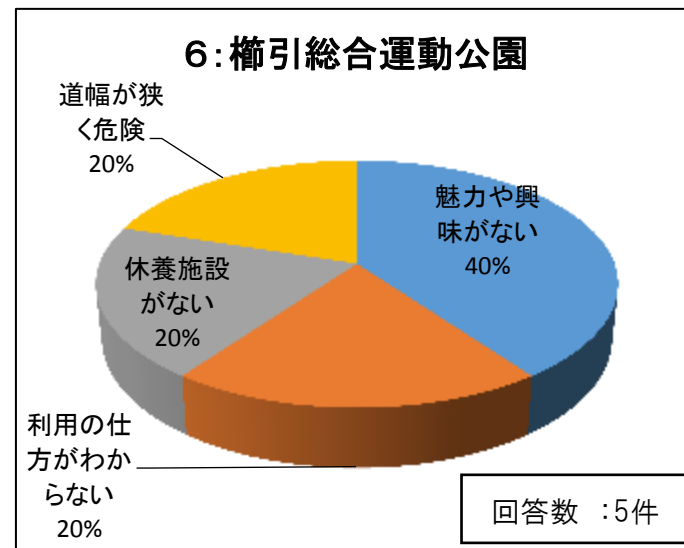
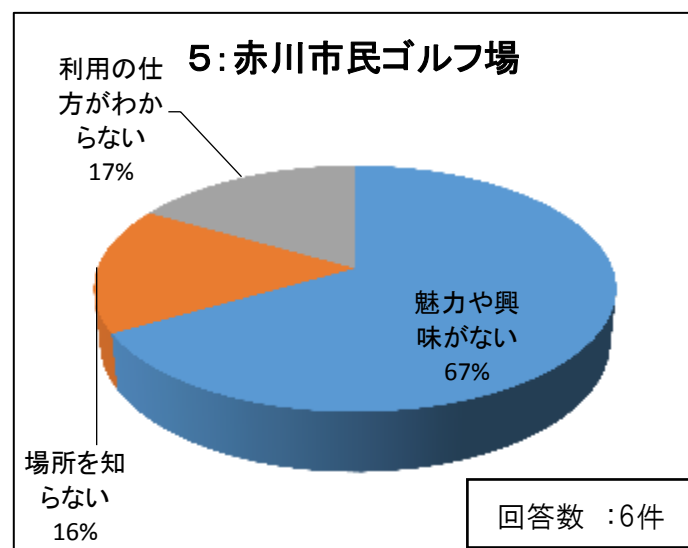
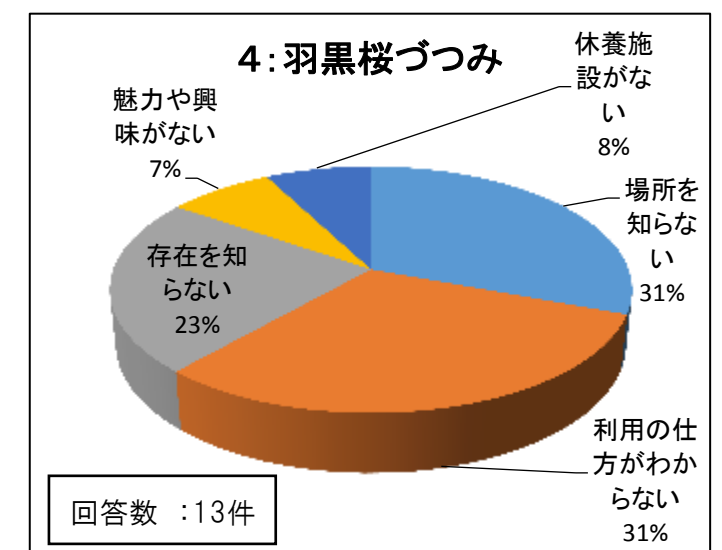
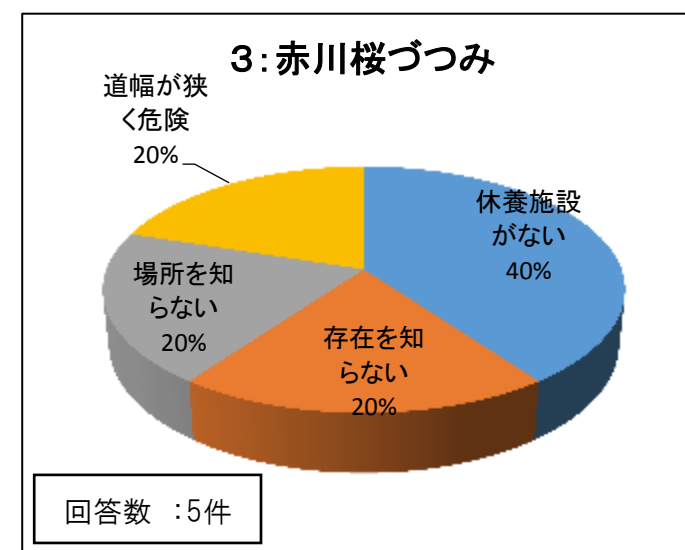
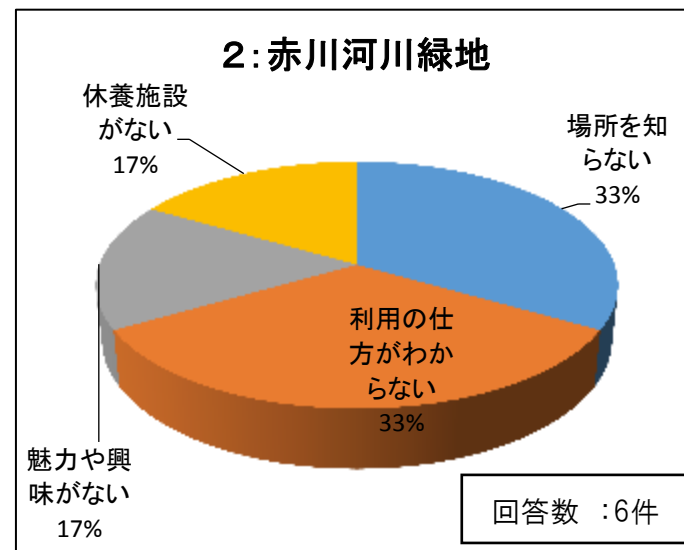
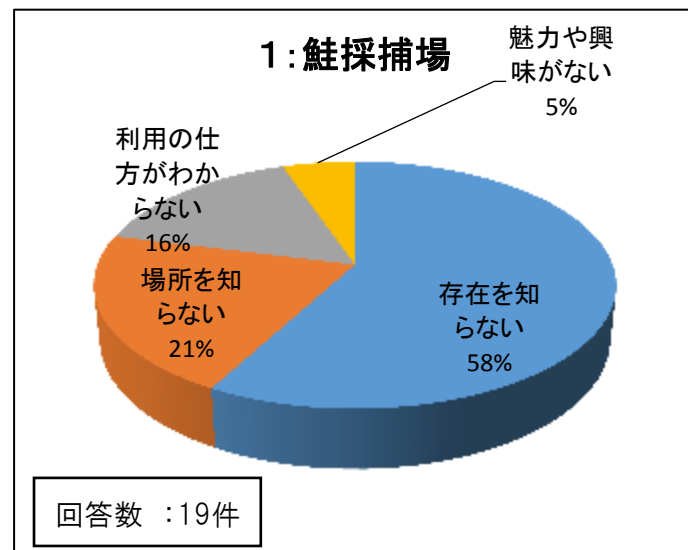
- ・利用頻度は、ほぼ毎日利用と月1、2回の利用比率が、もっとも多い25%となっている。
- ・利用頻度全体を見ると、月1、2回の利用と年数回の利用の比率が46%と多く、利用促進を図るためのアイデアが必要であることがうかがえる。
- ・利用目的は、スポーツ及び散歩、ジョギング等の運動目的が多く、既存の施設を利用した健康増進の場として利用されており、芋煮会やイベントでの利用も比較的多くある。しかし、水面の利用は3%と少なく、川を身近に感じ利用できるアイデアが必要であることがうかがえる。
- ・利用する主な施設は、利用の目的がスポーツやジョギング等であることから、赤川河川緑地及び櫛引総合運動公園が高くなっているものの、赤川市民ゴルフ場は10%であり、利用促進を図るためのアイデアが必要であることがうかがえる。



問4：利用していない理由

◆利用していない理由の考察

- ・馬渡桜つつみは、桜の名所となっているものの、「存在を知らない」「場所を知らない」の回答比率が50%と高くなっている。
- ・赤川市民ゴルフ場は、「魅力や興味がない」が67%と高く、魅力向上の仕組みづくりが必要と感じられる。
- ・全体的に、「場所を知らない」「利用の仕方がわからない」という回答が多く見受けられ、市民に幅広く周知する必要性があると感じられる。



かわまちづくりアンケート調査について

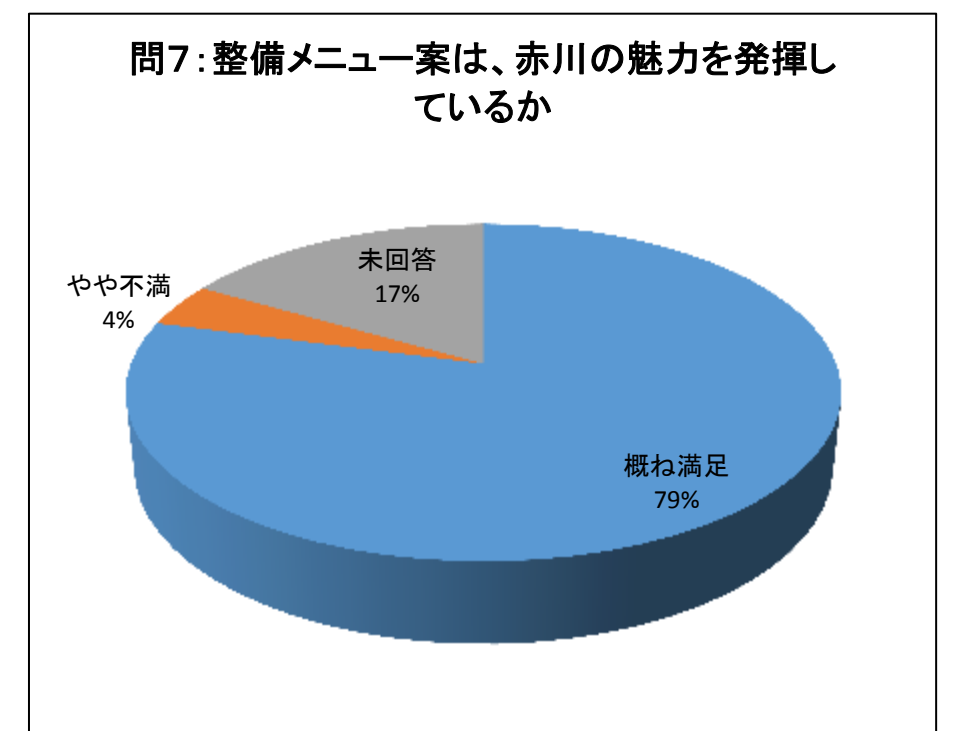
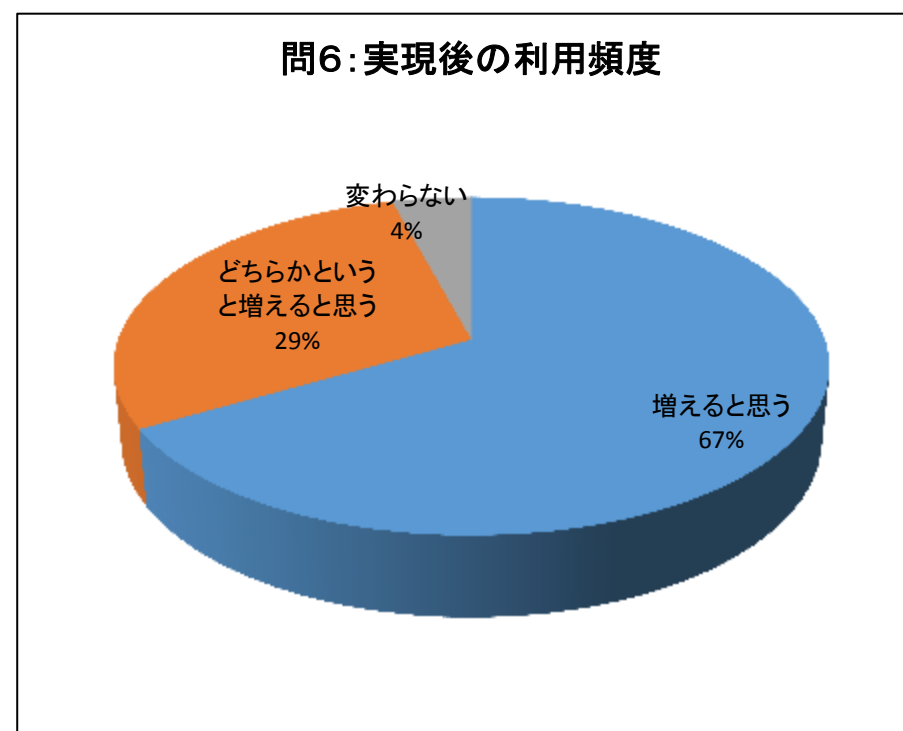
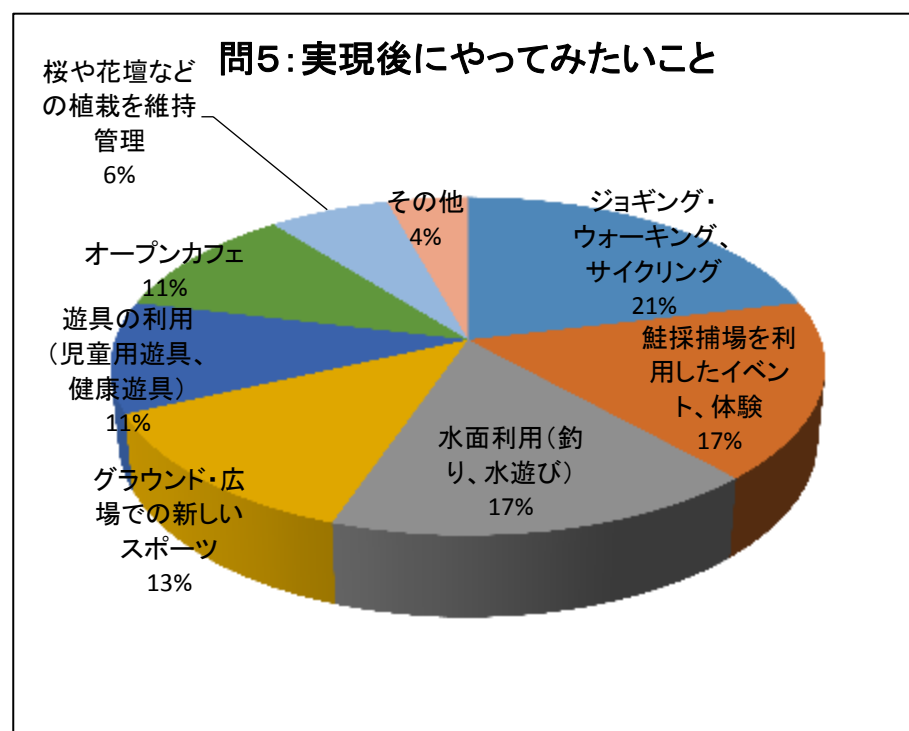
問5：計画の実現後にやってみたいこと

問6：計画の実現後の利用頻度

問7：整備メニュー案（H30.1月）は、赤川の魅力を発揮しているか

◆計画の実現後の利用、メニュー案についての考察

- ・実現後にやってみたいことでは、「鮭採捕場を利用したイベント」「釣りや水遊び等の水面利用」があわせて34%と多くあった。問2の利用目的において、「水面利用」は3%と低い数値であるが、多くの方が水辺の利用に興味や魅力を感じていることがうかがえる。
- ・実現後にやってみたいことの「その他」の内容では、冬期間のスキーやそり遊びでの利用や、水辺を活用して新しいイベントをやってみたいという回答があった。
- ・実現後の利用頻度では、「増えると思う」が67%、「どちらかといえば増えると思う」が29%と、ほとんどの方より利用が増えるという回答があった。
- ・整備メニュー案に対する満足度として、「概ね満足」が79%となったものの、『非常に満足』の回答はなかった。
- ・整備メニュー案に対して「やや不満」の回答もあり(4%)、その理由として、障害者も利用しやすい環境がほしいという内容であり、このような意見もできる範囲で考慮しながら、計画づくりを進める必要がある。



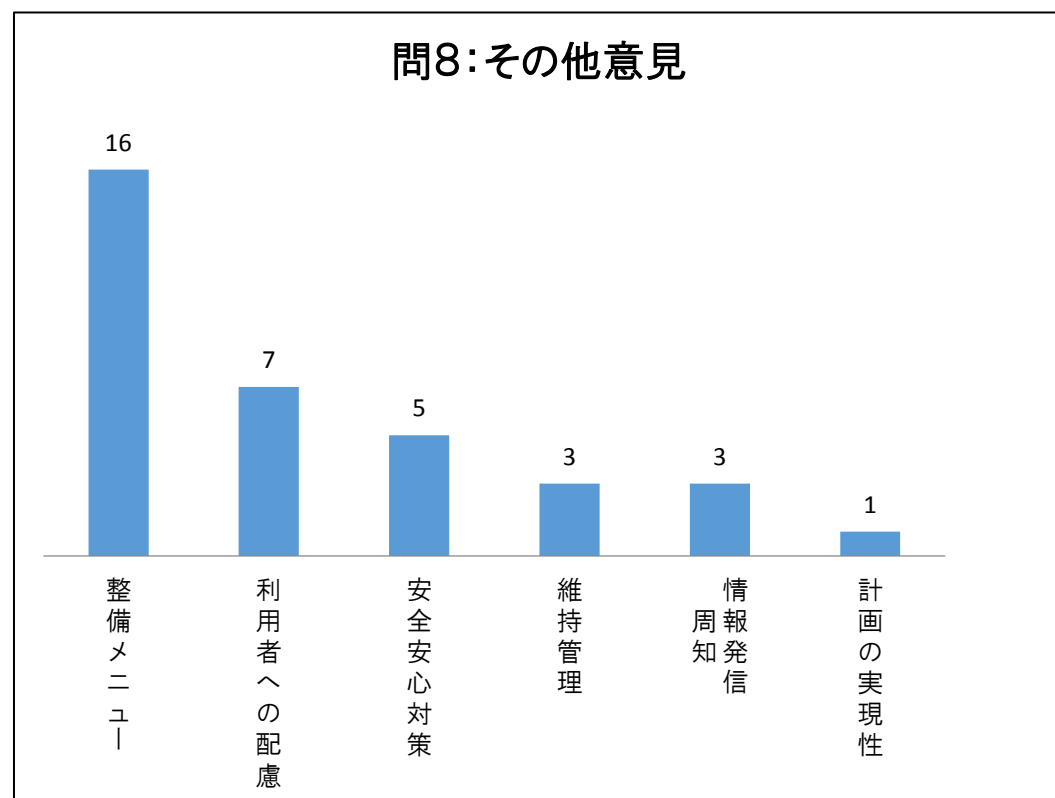
問8：自由記入（その他の意見等）

◆その他の意見について

- ・意見内容としては、整備メニューに関する事が多くあり、景観の向上や多目的な利用ができるように河畔林の伐採や、桜ハウスの利活用、駐車場の整備を望む声が多くあった。
- ・利用者への配慮としては、親子での利用や高齢者、障害者など、さまざまな利用形態に対応して整備を望む声があった。
- ・安全安心対策では、特に子供の利用に関わる防犯対策の意見として、監視カメラの設置や定期巡回などの実施があった。
- ・その他に、維持管理及び情報発信に係る意見として、市民から愛着を持って積極的に維持管理に取り組んでもらうために、広く計画を周知し、また、計画段階で維持管理の仕組みづくりを市民と一緒に検討していくことが大事であるという声があった。また、実現への不安の声もあった。

◆おわりに

- ・全般に、利活用のアイデアや維持管理に関する前向きな意見が多く見受けられ、かわまちづくり計画への期待が大きいものと感じられた。本アンケートも参考としながら計画づくりを進めていく。



●その他意見より(抜粋)

- ・赤川花火の打ち上げ場所の拡張(雑木伐採)。現在700mとうたっている打上幅がのびれば魅力も満足度もあがるのでは。
- ・桜ハウス利活用について、おむつ替えコーナーなどの子連れの人が少し休憩できるスペースや、また、魚だけではなく、赤川沿いの桜を撮影した写真展などしてみてもいいかでしょう。
- ・小さな子どもを持つ親としては、川の近くで遊ばせる場合には、安全性というのが一番気になります。周囲に柵をめぐらす、川が見えながらも川に近づくということが安易にできないような対策があるとありがたいです。
- ・自分の周りにはこの計画自体を知っている人はほとんどいなく、できたものに対して、「維持管理にご協力ください」と投げかけても、なかなか愛着も湧きにくいものだと思う。市民全体にこの計画を知ってもらうこと、そして計画推進に積極的にかかわってもらうことが、今後の維持管理を進める上で大切なのではないのでしょうか？
- ・計画を決定する前に、もっと、企画を市民に周知して身近に感じてもらうことが必要と感じました。維持管理に市民の参画を促すことは、工事着工前から進めていくことも必要なのではないのでしょうか？
- ・エリアが広すぎるので、実現性はどうかと思う。

「かわまちづくり」支援制度実施要綱

第1 目的

この要綱は、河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、実現性の高い水辺の整備・利用に係る取組みを定める「かわまちづくり計画」の作成及び「かわまちづくり」支援制度（以下「支援制度」という。）への登録等に係る事項を規定し、河川管理者が「かわまちづくり」の取組みを支援し、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指すことを目的とする。

第2 定義

1. この要綱において「かわまちづくり」とは、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す取組みをいう。
2. この要綱において「かわまちづくり計画」とは、支援制度に登録するため、「かわまちづくり」の実現に向けて推進主体が作成する計画をいう。
3. この要綱において「ソフト施策」とは、「かわまちづくり」の実現に向けて推進主体と連携して検討を実施することや、河川敷地占用許可準則（平成11年8月5日建設省河政発第67号）（以下「準則」という。）第22による都市・地域再生等利用区域の指定をすることなど、柔軟な提案・発想を活かして、河川管理者が支援する施策をいう。
4. この要綱において「ハード施策」とは、「かわまちづくり」において河川管理者が推進主体と連携して、まち空間と融合する河川空間を創出するために、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設を整備する施策をいう。
5. この要綱において「民間事業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - 一 準則第22の規定に基づき、都市・地域再生等利用区域の占用主体として指定を受けている者
 - 二 河川法第20条の規定に基づき、河川管理者の承認を受けて、河川区域内において良好な河川空間の形成に資する施設を整備しようとする者で、当該施設の整備・利用について市町村長の同意を得ている者
 - 三 河川区域に隣接する土地において、良好な河川空間を形成するための施設の整備・利用等を実施しようとする者で、当該施設の整備・利用等について市町村長の同意を得ている者

第3 対象河川

支援制度の対象となる河川は、一級河川、二級河川及び準用河川とする。

第4 推進主体

河川管理者と連携して「かわまちづくり」を推進する主体は、次の各号のいずれかに該

当するものとする。

1. 市町村
2. 市町村及び民間事業者
3. 市町村を構成員に含む法人格のない協議会

第5 登録要件

支援制度の登録を受けることができる要件は、「かわまちづくり計画」の対象となる河川が次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
2. 都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
3. 中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
4. 推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備を計画し、良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川

第6 かわまちづくり計画の作成等

1. 支援制度の登録を受けようとする推進主体は、河川管理者と共同で、別途定める様式により「かわまちづくり計画」を作成するものとする。
2. 「かわまちづくり計画」に定める内容は次のとおりとする。
 - (1) 水辺とまちづくりに関する基本方針
 - (2) 支援事業の内容（ソフト施策、ハード施策）
 - (3) その他特筆すべき事項
3. 推進主体が「かわまちづくり計画」の作成や「かわまちづくり」の推進にあたって生じた課題を相談できるように、国土交通省に窓口を設ける。

第7 「かわまちづくり計画」の登録

1. 推進主体は、河川管理者と共同で「かわまちづくり計画」を作成し、対象河川を管轄する各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長を経由して、水管理・国土保全局長に支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を申請すること。
2. 水管理・国土保全局長は、「かわまちづくり計画」の内容について、実施の効果、市町村、民間事業者及び地域住民の「かわまちづくり」の実現に向けた熱意の高さ、関係者の役割分担と実施体制の確保等の実現可能性を勘案した上で、実現可能性が高いと判断した「かわまちづくり計画」について支援制度に登録する。
3. 水管理・国土保全局長は、支援制度に登録した場合は、申請した推進主体に対して

登録証を交付する。

第8 「かわまちづくり計画」の変更

1. 推進主体は、支援制度への登録を受けた後に、「かわまちづくり計画」の内容について重要な変更の必要が生じた場合は、「かわまちづくり計画」の変更を行う。
2. 「かわまちづくり計画」については、地域の状況を踏まえ、計画登録後または変更登録後、少なくとも5年以内に登録内容及び取組み状況を、推進主体と河川管理者と共同で検証し、必要に応じ計画の変更を行う。
3. 変更の手続きについては、第7の規定を準用する。

第9 「かわまちづくり計画」の登録の取り消し

水管理・国土保全局長は、推進主体及び「かわまちづくり計画」の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を取り消す。

1. 推進主体に民間事業者が含まれる場合、その民間事業者が第2 5. の要件に該当しないと水管理・国土保全局長が認める場合
2. 「かわまちづくり計画」の対象となる河川が、第5 登録要件に該当しないと水管理・国土保全局長が認める場合
3. 第7 2. で勘案した事項の状況に変化が生じ、「かわまちづくり計画」の実現可能性が低いと水管理・国土保全局長が認める場合

第10 河川管理者が行う支援

河川管理者は、支援制度に登録された「かわまちづくり計画」に基づき、次に掲げる「ソフト施策」、「ハード施策」を行う。

1. ソフト施策

河川管理者は、推進主体の柔軟な提案・発想を尊重し、次の項目に積極的に取り組む。

- 一 推進主体と連携し、「かわまちづくり」の実現に向けて必要となる調査・検討を実施
- 二 全国の良好な整備事例やその後の活用について、推進主体に情報を提供
- 三 地域活性化の観点から地域が主体となって実施するイベント施設やオープンカフェの設置等、河川空間を活かした賑わい創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、準則22による都市・地域再生等利用区域の指定等を支援

2. ハード施策

河川管理者は、まちづくりと一体となった治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を、事業着手後、概ね5力年で積極的に推進する。

第11 河川整備計画等との整合

河川管理者は、「かわまちづくり計画」に基づき整備する河川管理施設については、河川整備計画（未策定河川については、工事实施基本計画又は河川改良工事全体計画、準用河川においては準用河川改修計画等）との整合を図るものとする。

第 1 2 良好な空間の保全

推進主体及び河川管理者は、「かわまちづくり計画」により整備された良好な空間の保全のために、関係施設の適正な維持管理を行わなければならない。

洪水による災害を防除するために設置された施設以外の維持管理については、推進主体と河川管理者等が協議し、予め適正な管理の方法を定めるものとする。

第 1 3 その他

1. 「かわまちづくり計画」の作成及び事業の実施にあたっては、関連するまちづくりの計画等との調和に配慮するとともに、相互に円滑な推進が図られるように十分に調整を行うものとする。
2. その他この要綱の実施に必要な事項については、別途定める。

附則

1. この要綱は、平成 2 8 年 2 月 1 0 日から施行する。
2. 平成 2 2 年 4 月 1 日付国河環第 1 2 6 号で通知した「かわまちづくり」支援制度実施要綱は廃止する。なお、廃止前の要綱に基づき行われている事業（附則 2 に基づき、平成 2 1 年 4 月 1 日付国河環第 1 1 7 号で通知した「かわまちづくり」支援制度実施要綱を適用している事業を含む。）については事業完了まで、廃止前の要綱を、効力を有するものと見なして適用することができるものとする。

◆かわまちづくり支援制度◆

かわまちづくり支援制度の中で計画を策定し、地域の観光資源として河川の魅力を引き出すために、市町村等と連携して水辺整備を実施します。

○「かわまちづくり」支援制度

観光などの活性化に繋がる景観・歴史・文化等の河川が有する地域の魅力という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や民間事業者、地元住民との連携の下で立案された、実現性の高い河川や水辺の整備・利活用計画による、良好なまちと水辺が融合した空間形成を推進する事を目的として、河川管理者が、市町村等と連携してソフト・ハードの支援を行う制度。



多くの人たちが利用できる散策路の整備を行います（最上川水系最上川：山形県）



川に親しめる護岸整備を行います（那珂川水系桜川：茨城県）



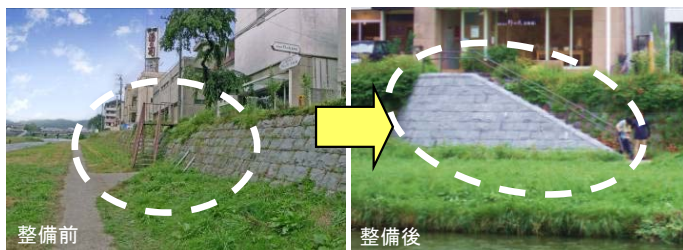
地域の賑わい拠点となる高水敷の整備を行います（木曾水系糸貫川：岐阜県）

■整備事例 遊歩道・階段・中州撤去等

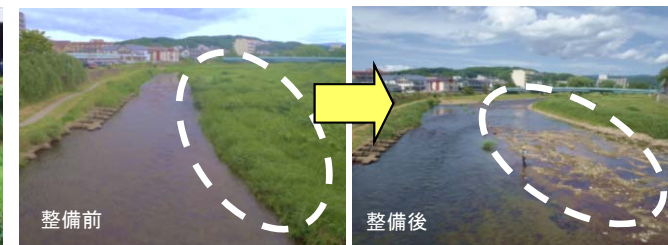
観光客が盛岡駅から北上川、中津川の散策路ルートを利用して、まちなかの観光施設にアクセスしやすくするための遊歩道、坂路、階段、案内表示板の整備を行っています。また、まちづくりを行う上での景観上及び利用上の阻害となっている中州及び樹木について、撤去(高水敷正整合む)及び伐採を行うことで、景観の向上と利用促進を図ってきています。



遊歩道



階段



中州撤去(景観の向上、利用促進)

■河川の利用状況

(1) 中津川納涼棧敷(中津川)



中津川に舞う盛岡芸妓

- ・「川のまち盛岡」のアピールを目的
- ・盛岡の新たな夏の風物詩を目指し、盛岡市と市内の団体などで構成する「中津川納涼棧敷プロジェクト実行委員会」の企画
- ・平成27年7～8月(7日間)で試行
- ・来場者308名
- ・今後も同様な企画開催が望まれています。

(2) 木伏(きっぷし)緑地(北上川)



木伏緑地の整備



いわて国体炬火出発式 (H28. 8. 7開催)

- ・盛岡駅前の活性化を目的に市が改修事業
- ・河川区域と一体に利活用が図られる。
- ・「いわて国体」の炬火出発式典や観光客のおもてなしとして「木伏屋台祭」が開催
- ・今後も新たな河川空間のオープンスペースとして様々な利活用が期待されています。

(3) いわて健康チャリティーウォーク(中津川)



中津川に整備された散策路を歩く市民 (H29. 10. 1開催)

- ・毎年多くの市民が中津川の散策路を利用してウォーキングによる健康づくり
- ・平成29年度は、約900人が参加
- ・中津川沿川約2kmを含む盛岡市内を歩き、川沿いの秋景などを楽しんだ。



▲ 整備イメージ(ニツ井きみまち地区)

